

# 経済産業委員会議録 第十二号

平成二十三年五月二十七日(金曜日)  
午前九時開議

河内 隆君

菊地 敦子君

山内 康一君

額賀福志郎君

加藤 勝信君

山内 康一君

同日

より安く、特許料、申請するのに、それからまた、より強い権利保護といいますか、そりゃったことが基本理念の中の具体的なことではないかなと私は思つております。

しかし、我が国の状況を見ますと、十年前には世界全体の四〇%近く特許の出願があつた。ところが、二〇〇九年では一五%。それからまた、我が国は知財立国というものを標榜してきましたけれども、これは凋落的な状況にあるのではないかなど我々はまさに心配をしているわけでございます。世の中の動向を見ても、アメリカとか中国、さまざまな国が倍々でふえてきている。それが我が国は一体どういう状況かといつたら、まさに十年前には四十四万件だった出願が、今は三十四万件。

これは一体どういうことなんだろう。基本的な考え方をしつかりしていかないと、我が国は、まさに今原子力の問題いろいろな問題がありますけれども、エネルギーも、早く言えば資源も何もない国である、まさに知財立国で生きしていくしかない方がない、科学技術立国、さまざまな問題がございますけれども、その基本的な我々の大切な財産を失うことにならないよう、今まさにそういうようなときに来ているのではないかな、私はこのように思うわけでございます。

知識的財産を取り巻く環境も全く変化をしているわけですが、これはイノベーションを通して促進していくことが大切でございますけれども、今言つたような問題意識にこたえて、今回の法改正がそういうことになつてあるかどうか、基本的な考え方をまず大臣からお伺いしたいと思います。

○海江田国務大臣 望月委員にお答えをいたしました。

今望月委員から御指摘のありましたように、近年、我が国の特許の出願数というのは減少をしております。この理由は幾つか考えられます、一つは、やはりリーマン・ショック以来の景気の停滞ということでございます。それから、出願人が

出願を厳選しているということも一つの理由になつておろうかと思います。

他方、企業等のユーリーが特許権を適切に保護・活用できるようにし、特許権を取得する魅力を一層高めることは、まさにイノベーションを通じた我が国の競争力を高める上で大変重要なことであります。

このような認識を持っておりまます。このような観点から、今御審議をお願いしております法律案は、社外の技術も活用して研究開発や製品化を行うオープンイノベーションの進展に対応して知的財産制度を見直すとともに、中小企業等のユーリー利便性の向上や、委員先ほどお話をありました迅速さ、紛争の迅速かつ効率的な解決を図ることを目的としたものでございます。

以上です。

○望月委員 基本的な考え方を聞かせていただきました。

今、私は、冒頭は若干きれいことを言つただけのことです。ちょっと心配なのは、四十万件が三十四万件と余りにも低くなっています。これは一説によると、余りにも多いから、厳選しているというよりも余りくだらないものをたくさん出すんじやないよというような指導があつたとかないとか、さまざま意見がございます。これはともかくとしても、そういうようなことに関してさまざまな問題がござります。

ちよつと深く話を聞いてみたいと思います。

ライセンス契約の保護の強化ということです。

最近は、一つのものに対してさまざまな特許のライセンスを結んでいるわけですが、それとも、世の中が昔と違つて、昔だったら若干いかがなものがかなうというものが当たり前になつてきていました。

時代でございまして、MアンドA、要するに企業買収だとか企業合併だとか、自分たちの足りないところを企業を買収したり合併したりすることによってより強みを増すということもございます。

今望月委員から御指摘のありましたように、近

DVDの中に一体どれだけの特許が含まれているかというと、約二千件の特許が含まれている。そうすると、ビジネス界の現場を考えると、すべてを登録しなんというのは、一つの製品で二千件ですから、それはちょっと不可能に近いような状況にあるということでございます。

現行法では、特許法の第九十九条に基づいてライセンス登録がされていないと、特許が一つでも譲渡された場合、ライセンスを受けている事業が差しとめを受け、製品全体が製造販売できなくなってしまうおそれがある。

そういうことでござりますので、ちよつとうがつた考え方をする、ライバルの会社をつぶすのにちよつどいい。これは一見合法的な手段で、ちよつとしたその中の一つのライセンスを引つ張り出すことによって、製品を差しとめしちゃう。

それによつて、最近の製品というのは陳腐化するのが早いですから、その間にどんどんその会社は

疲れてしまつというような形で、ライバル会社をつぶすのには格好のことになつてしまつという

ようなこともあります。

こういった悪意を避けるために、ライセンスの登録をしなくても第三者に対抗できる制度の導入

というのは、産業界では長く要望されてきたことでござりますので、これは評価できるとは思いますが、これでござりますので、これは評価できるとは思いま

す。

しかし、一方で、この制度が導入されると、第

三者にライセンスの存在が登録によつて示されることがあります。

これが、一方で、この制度が導入されると、第三者がライセンス契約の保護の強化ということです。

最近は、共同研究、共同開発、産学官とい

うことでさまざまな組み合わせ、そして新しいものが次々と生まれる、これは非常にいいことだと私は思つておりますが、最近いろいろ我々が聞く

のは、こういう共同研究をしていて、例えば大企業だとか金を出した人たちが、ある日突然に、勝手にと言つたらおかしいんですけれども、特許権の登録をしてしまう。

そうすると、中小企業を初め弱い方の人たちは、泣き寝入りをせざるを得ない。だから、大企業や、産学官というものはやり

だきますと、特許権を譲り受けた第三者は、仮にライセンスの存在を知らなかつた場合であつても対抗できなくなるというふうな効果を伴うわけでございまして、実務の方を伺いますと、特許権譲渡の際には、通常、ライセンスがあるかどうかということにつきましては、これが売り買いをする

べきであることを確認されるやり方が一般的なやり方としてはあるんだとということを承つております。

したがいまして、特許権を譲り受ける際には、ライセンス契約の有無などを確認する、いわゆるデューデリジェンスと言われておりますけれども、こういったことの励行が、これまででも重要なわけですが、この法律をお通じたいた後はさらに重要なつてくるのだろうと思います。

こうしたこと�이まして、全国的主要都市で二回程度改正につきまして、今後、制度の説明会を行わせていただこうと思つておりますし、ホームページ上でも法改正の中身をよく周知をさせていただこうと思つますが、今まででも重要なわけですが、この法律をお通じたいた後はさらに重要なつてくるのだろうと思います。

こうしたこと�이まして、全国的主要都市で二回程度改正につきまして、今後、制度の説明会を行わせていただこうと思つておりますし、ホームページ上でも法改正の中身をよく周知をさせていただこうと思つますが、今まででも重要なことが非常に重要になつてきているという点も重点を置いて、ぜひしっかりと周知をさせていただきたいというふうに考えておる次第でござります。

○望月委員 これはしつかり周知徹底をしていただきたいと思います。

次に、最近は共同研究、共同開発、産学官とい

うことでさまざまな組み合わせ、そして新しいものが次々と生まれる、これは非常にいいことだと私は思つておりますが、最近いろいろ我々が聞く

のは、こういう共同研究をしていて、例えば大企業だとか金を出した人たちが、ある日突然に、勝手にと言つたらおかしいんですけれども、特許権の登録をしてしまう。

そうすると、中小企業を初め弱い方の人たちは、泣き寝入りをせざるを得ない。だから、大企業や、産学官というものはやり

だきますと、特許権を譲り受けた第三者は、仮にライセンスの存在を知らなかつた場合であつても対抗できなくなるというふうな効果を伴うわけでございまして、実務の方を伺いますと、特許権譲渡の際には、通常、ライセンスがあるかどうかと

いうことにつきましては、これが売り買いをする

べきであることを確認されるやり方が一般的なやり方としてはあるんだとということを承つております。

したがいまして、特許権を譲り受ける際には、ライセンス契約の有無などを確認する、いわゆるデューデリジェンスと言われておりますけれども、こういったことの励行が、これまででも重要なわけですが、この法律をお通じたいた後はさらに重要なつてくるのだろうと思います。

こうしたこと�이まして、全国的主要都市で二回程度改正につきまして、今後、制度の説明会を行わせていただこうと思つておりますし、ホームページ上でも法改正の中身をよく周知をさせていただこうと思つますが、今まででも重要なことが非常に重要になつてきているという点も重点を置いて、ぜひしっかりと周知をさせていただきたいというふうに考えておる次第でござります。

○望月委員 これはしつかり周知徹底をしていただきたいと思います。

次に、最近は共同研究、共同開発、産学官とい

うことでさまざまな組み合わせ、そして新しいものが次々と生まれる、これは非常にいいことだと私は思つておりますが、最近いろいろ我々が聞く

のは、こういう共同研究をしていて、例えば大企業だとか金を出した人たちが、ある日突然に、勝手にと言つたらおかしいんですけれども、特許権の登録をしてしまう。

そうすると、中小企業を初め弱い方の人たちは、泣き寝入りをせざるを得ない。だから、大企業や、産学官というものはやり

だきますと、特許権を譲り受けた第三者は、仮にライセンスの存在を知らなかつた場合であつても対抗できなくなるというふうな効果を伴うわけでございまして、実務の方を伺いますと、特許権譲渡の際には、通常、ライセンスがあるかどうかと

いうことにつきましては、これが売り買いをする

べきであることを確認されるやり方が一般的なやり方としてはあるんだとということを承つております。

したがいまして、特許権を譲り受ける際には、ライセンス契約の有無などを確認する、いわゆるデューデリジェンスと言われておりますけれども、こういったことの励行が、これまででも重要なわけですが、この法律をお通じたいた後はさらに重要なつてくるのだろうと思います。

こうしたこと�이まして、全国的主要都市で二回程度改正につきまして、今後、制度の説明会を行わせていただこうと思つておりますし、ホームページ上でも法改正の中身をよく周知をさせていただこうと思つますが、今まででも重要なことが非常に重要になつてきているという点も重点を置いて、ぜひしっかりと周知をさせていただきたいというふうに考えておる次第でござります。

○望月委員 これはしつかり周知徹底をしていただきたいと思います。

次に、最近は共同研究、共同開発、産学官とい

うことでさまざまな組み合わせ、そして新しいものが次々と生まれる、これは非常にいいことだと私は思つておりますが、最近いろいろ我々が聞く

のは、こういう共同研究をしていて、例えば大企業だとか金を出した人たちが、ある日突然に、勝手にと言つたらおかしいんですけれども、特許権の登録をしてしまう。

そうすると、中小企業を初め弱い方の人たちは、泣き寝入りをせざるを得ない。だから、大企業や、産学官というものはやり

だきますと、特許権を譲り受けた第三者は、仮にライセンスの存在を知らなかつた場合であつても対抗できなくなるというふうな効果を伴うわけでございまして、実務の方を伺いますと、特許権譲渡の際には、通常、ライセンスがあるかどうかと

いうことにつきましては、これが売り買いをする

べきであることを確認されるやり方が一般的なやり方としてはあるんだとということを承つております。

したがいまして、特許権を譲り受ける際には、ライセンス契約の有無などを確認する、いわゆるデューデリジェンスと言われておりますけれども、こういったことの励行が、これまででも重要なわけですが、この法律をお通じたいた後はさらに重要なつてくるのだろうと思います。

こうしたこと�이まして、全国的主要都市で二回程度改正につきまして、今後、制度の説明会を行わせていただこうと思つておりますし、ホームページ上でも法改正の中身をよく周知をさせていただこうと思つますが、今まででも重要なことが非常に重要になつてきているという点も重点を置いて、ぜひしっかりと周知をさせていただきたいというふうに考えておる次第でござります。

○望月委員 これはしつかり周知徹底をしていただきたいと思います。

次に、最近は共同研究、共同開発、産学官とい

うことでさまざまな組み合わせ、そして新しいものが次々と生まれる、これは非常にいいことだと私は思つておりますが、最近いろいろ我々が聞く

のは、こういう共同研究をしていて、例えば大企業だとか金を出した人たちが、ある日突然に、勝手にと言つたらおかしいんですけれども、特許権の登録をしてしまう。

そうすると、中小企業を初め弱い方の人たちは、泣き寝入りをせざるを得ない。だから、大企業や、産学官というものはやり

だきますと、特許権を譲り受けた第三者は、仮にライセンスの存在を知らなかつた場合であつても対抗できなくなるというふうな効果を伴うわけでございまして、実務の方を伺いますと、特許権譲渡の際には、通常、ライセンスがあるかどうかと

いうことにつきましては、これが売り買いをする

べきであることを確認されるやり方が一般的なやり方としてはあるんだとということを承つております。

したがいまして、特許権を譲り受ける際には、ライセンス契約の有無などを確認する、いわゆるデューデリジェンスと言われておりますけれども、こういったことの励行が、これまででも重要なわけですが、この法律をお通じたいた後はさらに重要なつてくるのだろうと思います。

こうしたこと�이まして、全国的主要都市で二回程度改正につきまして、今後、制度の説明会を行わせていただこうと思つておりますし、ホームページ上でも法改正の中身をよく周知をさせていただこうと思つますが、今まででも重要なことが非常に重要になつてきているという点も重点を置いて、ぜひしっかりと周知をさせていただきたいというふうに考えておる次第でござります。

○望月委員 これはしつかり周知徹底をしていただきたいと思います。

次に、最近は共同研究、共同開発、産学官とい

うことでさまざまな組み合わせ、そして新しいものが次々と生まれる、これは非常にいいことだと私は思つておりますが、最近いろいろ我々が聞く

のは、こういう共同研究をしていて、例えば大企業だとか金を出した人たちが、ある日突然に、勝手にと言つたらおかしいんですけれども、特許権の登録をしてしまう。

そうすると、中小企業を初め弱い方の人たちは、泣き寝入りをせざるを得ない。だから、大企業や、産学官というものはやり

だきますと、特許権を譲り受けた第三者は、仮にライセンスの存在を知らなかつた場合であつても対抗できなくなるというふうな効果を伴うわけでございまして、実務の方を伺いますと、特許権譲渡の際には、通常、ライセンスがあるかどうかと

いうことにつきましては、これが売り買いをする

べきであることを確認されるやり方が一般的なやり方としてはあるんだとということを承つております。

したがいまして、特許権を譲り受ける際には、ライセンス契約の有無などを確認する、いわゆるデューデリジェンスと言われておりますけれども、こういったことの励行が、これまででも重要なわけですが、この法律をお通じたいた後はさらに重要なつてくるのだろうと思います。

こうしたこと�이まして、全国的主要都市で二回程度改正につきまして、今後、制度の説明会を行わせていただこうと思つておりますし、ホームページ上でも法改正の中身をよく周知をさせていただこうと思つますが、今まででも重要なことが非常に重要になつてきているという点も重点を置いて、ぜひしっかりと周知をさせていただきたいというふうに考えておる次第でござります。

○望月委員 これはしつかり周知徹底をしていただきたいと思います。

次に、最近は共同研究、共同開発、産学官とい

うことでさまざまな組み合わせ、そして新しいものが次々と生まれる、これは非常にいいことだと私は思つておりますが、最近いろいろ我々が聞く

のは、こういう共同研究をしていて、例えば大企業だとか金を出した人たちが、ある日突然に、勝手にと言つたらおかしいんですけれども、特許権の登録をしてしまう。

そうすると、中小企業を初め弱い方の人たちは、泣き寝入りをせざるを得ない。だから、大企業や、産学官というものはやり

だきますと、特許権を譲り受けた第三者は、仮にライセンスの存在を知らなかつた場合であつても対抗できなくなるというふうな効果を伴うわけでございまして、実務の方を伺いますと、特許権譲渡の際には、通常、ライセンスがあるかどうかと

いうことにつきましては、これが売り買いをする

べきであることを確認されるやり方が一般的なやり方としてはあるんだとということを承つております。

したがいまして、特許権を譲り受ける際には、ライセンス契約の有無などを確認する、いわゆるデューデリジェンスと言われておりますけれども、こういったことの励行が、これまででも重要なわけですが、この法律をお通じたいた後はさらに重要なつてくるのだろうと思います。

こうしたこと�이まして、全国的主要都市で二回程度改正につきまして、今後、制度の説明会を行わせていただこうと思つておりますし、ホームページ上でも法改正の中身をよく周知をさせていただこうと思つますが、今まででも重要なことが非常に重要になつてきているという点も重点を置いて、ぜひしっかりと周知をさせていただきたいというふうに考えておる次第でござります。

○望月委員 これはしつかり周知徹底をしていただきたいと思います。

次に、最近は共同研究、共同開発、産学官とい

うことでさまざまな組み合わせ、そして新しいものが次々と生まれる、これは非常にいいことだと私は思つておりますが、最近いろいろ我々が聞く

のは、こういう共同研究をしていて、例えば大企業だとか金を出した人たちが、ある日突然に、勝手にと言つたらおかしいんですけれども、特許権の登録をしてしまう。

そうすると、中小企業を初め弱い方の人たちは、泣き寝入りをせざるを得ない。だから、大企業や、産学官というものはやり

だきますと、特許権を譲り受けた第三者は、仮にライセンスの存在を知らなかつた場合であつても対抗できなくなるというふうな効果を伴うわけでございまして、実務の方を伺いますと、特許権譲渡の際には、通常、ライセンスがあるかどうかと

いうことにつきましては、これが売り買いをする

べきであることを確認されるやり方が一般的なやり方としてはあるんだとということを承つております。

したがいまして、特許権を譲り受ける際には、ライセンス契約の有無などを確認する、いわゆるデューデリジェンスと言われておりますけれども、こういったことの励行が、これまででも重要なわけですが、この法律をお通じたいた後はさらに重要なつてくるのだろうと思います。

こうしたこと�이まして、全国的主要都市で二回程度改正につきまして、今後、制度の説明会を行わせていただこうと思つておりますし、ホームページ上でも法改正の中身をよく周知をさせていただこうと思つますが、今まででも重要なことが非常に重要になつてきているという点も重点を置いて、ぜひしっかりと周知をさせていただきたいというふうに考えておる次第でござります。

○望月委員 これはしつかり周知徹底をしていただきたいと思います。

次に、最近は共同研究、共同開発、産学官とい

うことでさまざまな組み合わせ、そして新しいものが次々と生まれる、これは非常にいいことだと私は思つておりますが、最近いろいろ我々が聞く

のは、こういう共同研究をしていて、例えば大企業だとか金を出した人たちが、ある日突然に、勝手にと言つたらおかしいんですけれども、特許権の登録をしてしまう。

そうすると、中小企業を初め弱い方の人たちは、泣き寝入りをせざるを得ない。だから、大企業や、産学官というものはやり

だきますと、特許権を譲り受けた第三者は、仮にライセンスの存在を知らなかつた場合であつても対抗できなくなるというふうな効果を伴うわけでございまして、実務の方を伺いますと、特許権譲渡の際には、通常、ライセンスがあるかどうかと

いうことにつきましては、これが売り買いをする

べきであることを確認されるやり方が一般的なやり方としてはあるんだとということを承つております。

したがいまして、特許権を譲り受ける際には、ライセンス契約の有無などを確認する、いわゆるデューデリジェンスと言われておりますけれども、こういったことの励行が、これまででも重要なわけですが、この法律をお通じたいた後はさらに重要なつてくるのだろうと思います。

こうしたこと�이まして、全国的主要都市で二回程度改正につきまして、今後、制度の説明会を行わせていただこうと思つておりますし、ホームページ上でも法改正の中身をよく周知をさせていただこうと思つますが、今まででも重要なことが非常に重要になつてきているという点も重点を置いて、ぜひしっかりと周知をさせていただきたいというふうに考えておる次第でござります。

○望月委員 これはしつかり周知徹底をしていただきたいと思います。

次に、最近は共同研究、共同開発、産学官とい

うことでさまざまな組み合わせ、そして新しいものが次々と生まれる、これは非常にいいことだと私は思つておりますが、最近いろいろ我々が聞く

のは、こういう共同研究をしていて、例えば大企業だとか金を出した人たちが、ある日突然に、勝手にと言つたらおかしいんですけれども、特許権の登録をしてしまう。

そうすると、中小企業を初め弱い方の人たちは、泣き寝入りをせざるを得ない。だから、大企業や、産学官というものはやり

だきますと、特許権を譲り受けた第三者は、仮にライセンスの存在を知らなかつた場合であつても対抗できなくなるというふうな効果を伴うわけでございまして、実務の方を伺いますと、特許権譲渡の際には、通常、ライセンスがあるかどうかと

いうことにつきましては、これが売り買いをする

べきであることを確認されるやり方が一般的なやり方としてはあるんだとということを承つております。

したがいまして、特許権を譲り受ける際には、ライセンス契約の有無などを確認する、いわゆるデューデリジェンスと言われておりますけれども、こういったことの励行が、これまででも重要なわけですが、この法律をお通じたいた後はさらに重要なつてくるのだろうと思います。

こうしたこと�이まして、全国的主要都市で二回程度改正につきまして、今後、制度の説明会を行わせていただこうと思つておりますし、ホームページ上でも法改正の中身をよく周知をさせていただこうと思つますが、今まででも重要なことが非常に重要になつてきているという点も重点を置いて、ぜひしっかりと周知をさせていただきたいというふうに考えておる次第でござります。

○望月委員 これはしつかり周知徹底をしていただきたいと思います。

次に、最近は共同研究、共同開発、産学官とい

うことでさまざまな組み合わせ、そして新しいものが次々と生まれる、これは非常にいいことだと私は思つておりますが、最近いろいろ我々が聞く

のは、こういう共同研究をしていて、例えば大企業だとか金を出した人たちが、ある日突然に、勝手にと言つたらおかしいんですけれども、特許権の登録をしてしまう。

そうすると、中小企業を初め弱い方の人たちは、泣き寝入りをせざるを得ない。だから、大企業や、産学官というものはやり

だきますと、特許権を譲り受けた第三者は、仮にライセンスの存在を知らなかつた場合であつても対抗できなくなるというふうな効果を伴うわけでございまして、実務の方を伺いますと、特許権譲渡の際には、通常、ライセンスがあるかどうかと

いうことにつきましては、これが売り買いをする

べきであることを確認されるやり方が一般的なやり方としてはあるんだとということを承つております。

したがいまして、特許権を譲り受ける際には、ライセンス契約の有無などを確認する、いわゆるデューデリジェンスと言われておりますけれども、こういったことの励行が、これまででも重要なわけですが、この法律をお通じたいた後はさらに重要なつてくるのだろうと思います。

こうしたこと�이まして、全国的主要都市で二回程度改正につきまして、今後、制度の説明会を行わせていただこうと思つておりますし、ホームページ上でも法改正の中身をよく周知をさせていただこうと思つますが、今まででも重要なことが非常に重要になつてきているという点も重点を置いて、ぜひしっかりと周知をさせていただきたいというふうに考えておる次第でござります。

○望月委員 これはしつかり周知徹底をしていただきたいと思います。

次に、最近は共同研究、共同開発、産学官とい

うことでさまざまな組み合わせ、そして新しいものが次々と生まれる、これは非常にいいことだと私は思つておりますが、最近いろいろ我々が聞く

のは、こういう共同研究をしていて、例えば大企業だとか金を出した人たちが、ある日突然に、勝手にと言つたらおかしいんですけれども、特許権の登録をしてしまう。

そうすると、中小企業を初め弱い方の人たちは、泣き寝入りをせざるを得ない。だから、大企業や、産学官というものはやり</

たくないなというような声が出かかっているというのが現状でございます。

さまざまなトラブルがあるわけでございますが、それでは訴えて権利がもらえるかといったら、そうではなくて、それが無効になるということがありますから、結局は、研究開発した人たちが、オーブンになってしまって何も使えないというような悪い状況にあるということになります。これは雲泥の差。だから、訴えることもできない、泣き寝入りをするということになつてしまつますので、本来の特許権者に特許権を移転することを認めるべきだというような声がござい

ます。

今度の法改正によって、特許法第七十四条に移転の規定を設けたことは評価させていただきたいと思いますが、まさにこういったことが未然に防げることで安心して研究開発ができる、こういう点について先ほどのように広く周知徹底が必要だと思いますが、これについてどのようにお考えか、取り組んでいくか、お聞かせいただきたいと思います。

○中山大臣政務官 ただいまの問題意識は、そのとおりだというふうに思います。できる限り多くの研究者が共同で研究をすることと、文殊の知恵を發揮して新しいものを生み出していく、イノベーションをつくっていく、こういうことが共同開発の目的だというふうに思ふんですね。

ですから、共同開発をするに当たっては、お互いに共同でやる前にいろいろな申し合わせをちゃんと文書で取り交わすことを周知徹底しようということで、特許庁を始め、経済産業省もそういう周知徹底をして、必ず契約を交わしなさいとか、文書でやりなさいよとか、いろいろな指導をしているところでございます。

○望月委員 この辺の周知徹底を、漏れなく、そいつた事故の起ころ前にしていただきたい、こ

うように要望しておきます。

次に、今中小企業の話が出ましたけれども、我が国の中企業は、よくまくら言葉で言われるのは、中小企業が四百二十万社ある、そして、我が国の企業の九九%、大企業というのは1%だと。しかし、我が国がいかに世界に冠たる工業立国と、ありますから、そういう国になつてあるかというのは、その中小企業のレベルが非常に高い、ほかの国と違うんだ。そういう自負を持つてゐるわけでございまして、我が国の産業の中心的な存在である、これはどなとも御存じのことだと思いますけれども、こういつた中小企業の知的財産を、事業の発展を支援していくのが、これは大切なことだと思います。

しかしながら、現状は、これだけたくさん企業が、さまざま研究をしていて、特許の出願件数というのは全体の一割にも満たないくらいだと言われております。

では、一体そこにどんな問題があるのかという今までのことをいろいろ考えてみると、資金面で中小企業を支援するための特許料の減免制度は評価をさせていただいておりますけれども、二〇〇八年ごろから、先ほど大臣がおっしゃったように、景気低迷で出願件数が一気に激減している。この状況から早く脱出しなくてはならないということでありますけれども、思い起こせば平成十六年このとき、我々も反省しなきゃいけないと、これまでのことをいろいろ考えてみると、資金面で出願件数が一気に激減している。この状況から早く脱出しなくてはならないということではありませんけれども、思い起こせば平成十六年このとき、我々も反省しなきゃいけないと、

思ひます。

○中山大臣政務官 御存じのよう、特別会計の性質上、収支相償といいますか、全体を見て何年後にこのくらいで特別会計が維持できるとか、いろいろなことを考えたわけございまして、審査料金と特許料、過去は審査料金をずっと下げる特許料を上げるとか、またはいろいろなことをやりながら、私たちもどんどん特許を取つてもらおうといういろいろな誘導作業もやつてきたわけで、弁理士会の皆さんともよくお話をしたり、弁理士法改正のときも今先生の言つたような御指摘を随分いただきまして、中小企業に少しでも特許を取りつてもらつてイノベーションを盛んにしてもらおう、こういうこともあります。

私たちの反省点も加えて、せつかくこういうような改正でございます。今回は、たしか二五%ぐらい低くする、これはまさにやらないよりやつていただいて非常にありがたかつたなとは思っていますけれども、平成十六年以前に比べると倍になつてますから、こうしたことについては発明の権利化の促進に資する、私はこのように思つております。

円が二十万円。物によつて違うのかどうか、我々もちよと内容がわかりませんけれども、そういう状況になつてきているということを考えると、そのときに、要するに出願件数をふやすということになるのなら、さつき言つたようにくだらないいうか、そういう国になつてあるかというのは、のはやめてくださいね、しかし、汗をかいて、どんな小さいことでも出す。それから、出すのには金がかかる。十万円が二十万円では高過ぎてとても出せないといえば、件数は減るに決まっております。

今我々が心配するのは、特許特別会計に一千億ぐらいの余剰金があるじゃないかと。よく我々が聞くと、これは預かり金で必ず戻るんですけども出せないといえれば、件数は減るに決まっております。

今我々が心配するのは、特許特別会計に一千億ぐらいの余剰金があるじゃないかと。よく我々が聞くと、これは預かり金で必ず戻るんですけども出せないといえれば、件数は減るに決まっております。

○望月委員 政務官から、二五%という数字について、我々も、もちろん評価をしますけれども、そういうことについてはより研究をしていただきたいし、一日も早くもとに戻してもらうことを念願させていただきたい、このように思いますが、できる限り特許を取りやすい方向にこれからも、そういうことについてはより研究をしていきたいことうと、我々の考え方には基本的に変わつております。

二五%がとりあえず日いっぱいでございますが、できる限り特許を取りやすい方向にこれからも考えていきたいと思つております。

次に、我が国は、ヨーロッパ型といいますか、先出願主義、先願主義というものをとつております。アメリカはまさに先発明主義というようなことでございまして、特許権を取得するためには特許が公表される前に出願しなくてはいけないというのが原則でありますけれども、これは例外規定で、例えば特許庁長官の指定する学会での発表等の方法以外で公表されてしまうと、特許をとれなくなつてしまつことになつています。

しかし、研究者というのは、一生をかけてとうか、自分の時間と労力をそれからまた周りの人を犠牲にしてと、たくさんの人たちで研究してきました、やつとつくり上げたもの、すぐにでも世間に向かつて発表したい、こういうようなことで、今さまざまな方法がございますけれども、発表してしまう。発表してしまつたら特許がそれなりに少くなつて、このときから中小企業の出願が非常に少くなつて、このときから二一、二二、二三に合つてない状況になつてしまつうわけ

が、公表の方法を問わずに保護されるということになると、一体公表の基準がどこにあるのか、何をからこの法案の内容を見るとよくわからない面があるわけでございますけれども、みずから公表したという範囲、これは明確でなければならないと思いますけれども、この点についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

今御質問いたしましたように、今回の改正によりまして、みずから公表した場合は特例として認めよう、法律的に言えば、「特許を受ける権利を有する者の行為に起因して」という形で書かせていただいております。

それは例えば具体的にどういうことかという御質問でございましたけれども、今後新たに例外に扱われるものといたしましては、例えばこれまでであれば指定された学会でなければいけなかつたのが、特許庁長官の指定のない学会での発表は丈夫ですよとか、テレビ、ラジオで公開することは丈夫ですよとか、具体的な例が考えられるわけでございます。

その範囲は一体どこのか、どのような場合にできるのかということをきちんと示すことが大事だという先生の御指摘は、まさにそのとおりでございます。そういうことができませんと、本制度の円滑な活用もできないということにならうかと思います。

したがいまして、特許庁といたしましては、今準備をしてござりますけれども、この法律をお通しいただければ、どのような行為が新制度の対象になるのか、可能な限り具体的かつわかりやすいガイドラインのようなものをつくりまして広く世の中にお示しをし、よくおわかりいただくよう努めてまいる所存でございます。

○望月委員

今さまざまなものがあつて、そういったものを通して発明、発見が広く世の中に一日も早く知られることがこの世の中のためになる、まさに日本が国内だけではなく世界的にも

信頼される国になるということで、こういつたものをしてしかりと認めていただけるような仕組みをつくっていただきたい、このように思います。

次に、今回震災がございました、この大震災で、各企業は、さまざまな通常の業務ができるない、それが復旧できない困難な状況にあると思います。この震災で被害を受けた企業は期限に定めのある特許料の納付手続をすることが困難だ、こういうことがありますので、当分の間この期限を延長するべきである。このように私は思いますし、加えて、情報の入手が難しくなっている被災地の企業に、情報をしっかりと届ける、こういったことが大切だと思います。このお問い合わせや相談に乗って、かかるべき措置をとる十分な配慮が政府としてしっかりとしているかどうか。

それからまた、せっかく復旧し、新しい町をつくっていくんだ、都市をつくっていくんだということが盛んに言われておりますけれども、まさにこの知財というのは、そういう意味では我が国特有の、特別な、そしてまた大切なものでありますので、特区というのか、どういう形にするかわかりませんけれども、被災地の新産業の創成に係る企業開発に融資することで新産業の創造、それから新技術の創出につなげていく、こういうことができるのかということをきちんと示すことが大事だという先生の御指摘は、まさにそのとおりでございます。そういうことができませんと、本制度の円滑な活用もできないということにならうかと思います。

かくして、非常に大切なことではないかな、このように思うわけでございますが、被害を受けた企業ではどうのような問題が生じているのか、それに対してさまざまな手立て、それからまた新しい時代をつくるそういう意味では大臣はこういうことは得意ではないかなと思いますけれども、それについてお答えをいただきたいと思います。

〔委員長退席 楠田委員長代理着席〕

○海江田国務大臣 望月委員御指摘のとおり、特許法では、審査請求、特許料の納付といった権利の取得、維持に関しては期限を設けております。ですから、今回の震災によりまして、被災地の多くの企業がこの期限を守ることが困難になつておられます。こうした事情を勘案しまして、特許庁でございます。こうした事情を勘案しまして、特許庁でございます。

は、震災後直ちにこの期限を本年八月末までとい

う延長の措置をとりました。それから、海外については、九十カ国・地域の知財庁に対し、料金納付の手続期間の延期等の特例措置を要請いたしました。既にアメリカ、ヨーロッパ、韓国、中国など、四十五カ国・地域がこの特例措置をとるところを発表しております。

それからもう一つ、こうした特例措置あるいは延期の措置があるということを周知徹底させなければいけませんから、そのための専用相談窓口を開設し、特に被災地域各県の知財総合支援窓口とも連携をしながら、被災地の中小企業等に対しても連携をしながら、被災地の中の専用相談窓口を設けたことが大切だと思います。この専用窓口への相談件数が二百六件ございます。それから、こうした救済措置があるということをお知らせしております。五月の二十六日現在で、この専用窓口への相談件数が二百六件ございます。それから、こうした救済措置があるということをお知らせを約三千通発送しております。

いずれにしましても、今委員からも御指摘がございましたけれども、被災地の復興に向けて新産業の創造や新技術の創出を促進していくためには、知財の活用が重要であるという認識を持つておりますので、今後とも、現地のニーズを十分把握しながら、この知財というものは、そういう意味では我が国特有の、特別な、そしてまた大切なものでありますので、特区というのか、どういう形にするかわかりませんけれども、被災地の新産業の創成に係る企業開発に融資することで新産業の創造、それから新技術の創出につなげていく、こういうことができるのかということをきちんと示すことです。

○望月委員 九十カ国ですか、たくさんの方々で我が國の人たちが特許をとっている。中小企業はそういうノウハウが非常に少ないわけでありますから、ぜひそいつた面でしっかりと争わなければいけないなというふうに思います。

これは、実は現行制度では、従来、特許の有効性は特許で争うということになつておりました。が、これが、平成十二年四月キルビーの最高裁判決、あるいは平成十七年四月の特許法第百四条の規定によって、侵害訴訟において特許の有効性の判断を争うことが一方で可能となつたわけ

これは、もともとは紛争を早く解決するための改正であったはずであります。これによつて侵害訴訟の被告に特許無効とするチャンスをは二重に与えてしまつているということで、例えば特許権者にかえつて一方的に不利な状況になつてゐるのではないかというようなことが最近言われております。もちろん、これは試行錯誤で、最初、さまざま問題で、特許についてはまだ新しいうことを発表しております。

現行制度では、企業や個人が裁判所に特許権侵害を提訴しても、訴えられた側は、まず第一に特許権の無効審判を請求してこれに対抗することに加えて、特許法第百四条の三の規定により侵害訴訟において無効を主張することができる、今最初に言つたこととござりますけれども。裁判所での訴訟と特許庁の無効審判の双方で特許の有効性が一つのことについて争われる、これがダブルトランクなんですねけれども、まさにダブルトランクが発生して、裁判と審決の判断が対立してしまいますね。

現実に、特許権侵害訴訟においては権利者が敗訴してしまうというようなことがござります。特許庁に対してもしっかりとしたものをつけつてもらいたい、登録をして、それによつてしっかりと守られていくんだというものが、裁判によつて負けてしまう。こういうような例があると、一体何を信じていいのか。特許庁を信じることが強いてしまう。このように複数の権利があると、一体何を信じていいのか。特許庁を信じることができない、国を信じることができない、裁判所の方が強い権限を持つてしまつていうようなことで、今現場としては非常に混乱をしているというような状況が多々言われております。

そういう意味では、裁判所でこういうような判決が生まれてきたということでございます。本来の特許庁に、しっかりと申請して審決をいただければこれでもういいんだというような強いものを国としてとつていかないかいけないのに、裁判の方に丸投げするような形にだんだんなつていくと

なると、日本の特許庁は信頼性がなくなつてしまふ状況にならないかどうか、これを我々は非常に心配しているわけでございますが、これはどのようにお考えでしようか。

○岩井政府参考人 楠田委員長代理退席、委員長着席 お答え申し上げます。

今先生御指摘いたしましたように、特許法第百四条の三ができましたことによりまして、いわゆるダブルトラックという問題が指摘をされております。

このダブルトラックにつきましては、今御質問いただきましたように、いろいろな問題が発生しているのではないかというような御意見も寄せられております。したがいまして、今般の法改正の検討を行いました産業構造審議会におきましても、この問題をよく御議論いただきました。

な改善が必要なのでなかろうか、あるいは、無効審判のさらなる審理の迅速化等進行調整の運用の改善をするということとも必要ではなかろうか、現状から比べるとそういうことが必要だということを御指摘いただいた上で、そういうことが解決をすれば、現行どおり両ルートの利用を許容するべきではなかろうかというのが今回の審議会の御答申でございました。

したがいまして、今回、私どもは、御指摘をいたしましたもののうち、再審を制限するというような制度的な改正の案を法律案の形でお示ししたところでございます。また、無効審判の審理を早期に行って、その判断が侵害訴訟での裁判所の判断の参考にするというようなことも運用改善でございますので、努力をしていく必要があるのだろうと思っております。

今回、この法律をお通いいただきました場合には、こうした再審制限導入後の運用というのがどういうことになっているのか、あるいは、私ども

を含めて行わなければいけない運用改善というのがどのような効果を上げているのだろうか、こういったことも真摯に状況を把握いたしながら、指摘されている種々の問題について、私ども、引き続きよく注視をしていく必要がある、こういうふうに考えておる次第でございます。

○望月委員 ちょっと話を変えた方面から見て、これは特許庁の信頼度というような形で今言つたんですけれども、例えば、昨年、特許庁のシステムをめぐる贈賄事件がございました、大変残念なことでござりますが、特許庁及びシステムベンダーの双方から逮捕者が出て、こんなようなところでござります。八月二十日に、外部有識者により構成される委員会によつて特許庁情報システムに関する調査報告が発表され、改善措置が答申されたわけでございます。これについてちょっとお伺いしたいと思います。

本事件から見られるように、特定の業者との間で長期取引が継続し、古くからいる業者のノウハウに依存したシステム開発や保守、運用が行われると、新規の業者の参入が難しくなり、委託者としてプロジェクト管理能力が育たなかつたり、そういうような問題が生じるというのはどんな場合においても言えることありますが、一般競争入札によって新規事業者の参入を実現した、今回はそういったことで理解はしておりますが、現実には、既に二〇〇六年の開発開始から過去二度の稼働延期を行つてゐる状況にある。すぐにでもどんどんやつていかなきやならないのに二度改善をしそうに認識しているのか、お聞きしたいと思います。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、特許庁の新システムは、二〇〇六年から開発に着手をいたしましたけれども、これまで一度にわたりまして計画の変更を行つた上で、稼働を目指して進んでおるところでございます。

稼働の延期を行つたような原因といたしましては、そもそもこのシステムが大規模なシステムであつて難しいということもございますけれども、受注者が特許庁の業務に精通していないかったこと、あるいは、特許庁側も組織的なコミットが不足していた、そういう問題があるのでという御指摘を既にいただいております。

私ども、今後のシステム開発におきましては、こうした原因によるさらなる遅延を繰り返すことがないよう、第三者委員会による御指摘を十分に踏まえつつ、しっかりと取り組んでまいる所存でございます。

○望月委員 知的財産立国を標榜する我が国が、さまざまなものから見て恥ずかしくないようなものを構築していくなくてはならない。我々も大いなる反省の上に立つて言つてることでございまして、今、政府の皆さんに、そういったことを踏まえて、新しいものを構築していく段階で、ことは大いにしつかりとした視点を持つていただきたいな、このように思うわけでございますが、日進月歩で進むIT業界で五年も前に設計したもののがまだ稼働していない、こういうことだったら、オール・ジャパンでこういったものをしつかりやるべきだ、国の威信をかけてやるべきだと思いますが、そのことについて。

それからまた、こういうような災害があつても、まだしっかりと稼働していないということになると、そういうた災害に強いようなシステム、これは、今の政府で二年近くたつわけでございまして、IT政策に対する知見や、やる気やガバナンスが、我々の反省の上に立つてもそうですが、今回もそういう意味では若干欠如しているのではないかなどということを心配しております。

これについて、特許庁システムの完成に向けて今後どのような指針を設けて取り組んでいくのか、大臣、そこ辺の気持ちをしっかりと打ち出していくいただきたいと思います。

私も、せんだって、これは三月十一日以前でござりますが、経産大臣に就任をいたしまして特許庁を視察に行つてまいりました。その中で、今委員からお話をありました過去の問題、そしてそこから立ち直るべく新たなシステムの開発というお話を聞きまして、これは特許制度の基本的なインフラでございますので本当に一刻も早く、しかも、公正、透明にやるようによいことを指示いたしました。しっかりとやつていただきたいと思っております。

○望月委員 大臣の強い気持ちを聞いて若干安心しましたが、特許庁はこういうことでもない限りは国会において話題が出てくることがなかなかございません。特許庁の職員を見ると、非常に勉強していて、我々がびっくりするぐらいにレベルが高い人たちですから、そういう人たちがしっかりと働けるような状況を、政府としてそういう姿勢を打ち出していただきたいなと思います。

それから、弁理士の方。

まさに我が国の企業は、今後、労働力の低下、国内市場の縮小という大きな課題に向かっていくなくてはならない中で、中小企業の知財活動に深く関与している弁理士が知的戦略に対し高度な助言を行うような形になつてきているわけでございます。

我々も司法制度改革をやって、隣接法律専門職種という、司法書士とか税理士とか、さまざま皆さんにさまざまな権限を与え、そして勉強していくただいて、例えば弁護士だと公認会計士が総合病院とすれば、町のお医者さんの立場でしっかりと中小企業の人たちや一般の市民に法律についてでもどこでもだれでもが接することができる、そういうような形の中であるわけでございまます。そういう中で、弁理士の皆さんというものは、そういう意味では中小企業の相談相手としては大変大切でございます。

ところが、一時期からどんどん弁理士の数がふえてきて、何万人体制というような、たくさん数さえあればいいというような、余りにも最初は少

なかつたのですから、そういう形になつてきただ。ところが、どうも内容がいま一つ、しつかりなことで、何か粗製乱造というような形になつてしまつて、結局はこの資格が、場合によつてはそのレベルが非常に低くなつてしまつてきているのではないか、そういう心配が弁理士の中からあるわけでございます。

そういう意味でいきますと、この数が、決して多ければいいというわけではありません。やはり国民の役に立つような人材をしつかり出すためのものになつてゐるかどうかという問題。何しろ数が多くなつてくると、ただ安ければいい、能力はともかくとしても安ければいい、そうすれば、中小企業やいろいろな人たちはわからぬから安い方に行つた、ところが、全然役に立たない、失敗してしまつた。こういうことがないよう、我々は資格を持つた皆さんに対してもそういうようなことを言わなきやならないし、そういうものをしつかりと位置づける。

この弁理士のあり方について、大臣の考え方をお伺いしたいと思います。

○海江田国務大臣 これも、今委員からの御指摘がございましたけれども、私も委員と同じような考え方を持つております。

特に、弁理士の方々には、権利の取得だけではなく、まさに知財戦略と申しますか、そうした考え方をしつかり持つていただきたいと思いますし、先ほどこれも委員からお話をしました、海外へ中小企業が進出をしていく際の後押しという役割もしなければいけないわけでございますから、海外における知財の保護でありますとか活用に関する意見を深める、そうした不斷の勉強などもしていただきたいということでございます。

そして、現在、弁理士制度のあり方につきましては、日本弁理士会との間で意見交換を行つてゐるところでございますので、特に、今御指摘のありました、企業の国際展開を支える人材として活躍をしていただこうということを念頭に置きました

て、日本弁理士会との間の意見交換から実のある結論を引き出していきたい、そのように思つております。

○望月委員 時間が少なくなりましたので、不正競争防止法の方をちょっとだけさわりたいと思います。

人材や財政力には制約がある中小企業にとっては、特許権の取得をやみくもに目指すのではなくて、みずから経営にとつて核となる技術、ノウハウについて営業秘密として管理をする、他社との差別化を図る、営業秘密として保護し、オンラインの技術を長期にわたつて守り、周辺特許をとられてしまうことを回避する、これが大切なことでございます。

これは二年前に衆議院の附帯決議から出された宿題でございますので、今回の法改正は、さまざまそそういつた意味では評価をしていただきたいな、このように思います。これは中小企業にとってはかけがえのない技術、ノウハウが営業秘密として保護されるためには、他社に開示する際にもきちんと契約上の縛りをかけたりする。先ほどの特許法とも同じでございますが、適切に管理するといふことが大変重要なことだと思いますが、秘密管

理の手法などをわかりやすく周知していくことにございまして、次世代の我が国経済を担う極めて重要な戦略である、このように思つております。こういった海賊版の問題に対しては、一層コンテンツ産業の存立基盤を保護するというようなことで評価するところであります。この刑事罰についてであります。

○中山大臣政務官 今、お話のとおり、本当に、中小企業がいろいろ開発をする、発明をする、これは会社にとって非常に大切な秘密だというふうに思ふんです。

そういう意味でも、オンラインの技術が、いろいろな方と共に共有したり、製品として出したときには、その秘密が裁判で訴えたときに表に出てしまつたり、いろいろあるわけですね。それぞれの条件を、営業秘密を守り、管理しようということは、都道府県の各窓口に二万部ほどパンフレットをお渡しして、こうやって企業秘密を守つていくんだよということを、今案内を出しております。

中小企業にとって、本当に自分のところの製品

は、商売にとって一番かけがえのないものですか

ら、そのノウハウをとられてしまつたらもう商売できないということにもつながりますので、その後はしつかり我々も営業秘密を守るためにパンフレットをつくりまして、これを読んでいただけばすべてわかるというような形を今とつております。

それから、本当は近くの弁理士さんとかそういう方にもしつかり相談をして、本当に自分たちの持つてゐる営業秘密を守つていく、それが自分のこれから営業に非常に重要であるという認識をさらに深めていただきたいというふうに思つております。

○望月委員 時間がございませんので、最後の質問になると思います。

今回、アクセントロール回避装置等に対する規制強化ということがございますが、これはまさにソフトパワーといいますか、クール・ジャパンと呼ばれて、我が国のアニメやゲームといったコンテンツは世界で高く評価されているわけですが、これについては、まさにソフトパワーといいますか、クール・ジャパンといつたコンテンツは世界で高く評価されているわけですが、これについては、たゞきましたが、遅きに失したからどうかということは意見の分かれることであります。この御質問をいたしましたが、遅きに失したからどうかということは意見の分かれることであります。

○海江田国務大臣 時間も少なくなつて、たくさん御質問をいたしましたが、遅きに失したからどうかということは意見の分かれることであります。

種々回避装置が出てまいりましたので、やはりそれに対応するためにはどうしても刑事罰も必要ではないだろうかということでございます。特

に、コンピューターを利用しましたネットショッピングやネットオークションということがございますが、私どもはできるだけ早くというふうに思つております。

○田中委員長 望月君、時間が来ていますから。

それと、刑事罰。提供した方と提供された方があるわけでございますけれども、使う方がいるものだから、どうしてもつくつてしまふというよう

なことがございます。これは、例えば使う方の人間にも刑事罰を世界に先駆けて導入すべきではないかというようなことを考へるわけでございます。

○海江田国務大臣 時間も少なくなつて、たくさんの御質問をいたしましたが、遅きに失したからどうかということは意見の分かれることであります。

○中山大臣政務官 今、お話のとおり、本当に、中小企業がいろいろ開発をする、発明をする、これは会社にとって非常に大切な秘密だというふうに思ふんです。

この刑事罰、今まで民事罰だけであったのが、今回刑事罰を入れる。これも私たちも反省しないでいいんだけれども、さまざまなものと

この刑罰、今まで民事罰だけであつたのが、この問題意識というのは私どもも共有しておりますので、今後、またぜひ貴重な御意見をお聞かせいたなければと思つております。

あと、もし必要があれば答弁させますが、委員の問題意識というのは私どもも共有しておりますので、これは民事措置だけでは限界があるということです。

ただければと思つております。

○田中委員長 以上で望月君の質疑は終了いたしました。

次に、平井たくや君。

○平井委員 自由民主党の平井たくやでございます。

田中委員長におかれましては、ごぶさたしておられます。きょうは、どうぞよろしくお願ひをいたしたいと思います。

私は、先週の金曜日には内閣委員会、火曜日には総務委員会、そして金曜日は経済産業委員会というように、質問の渡り鳥みたいにやつておりますが、その理由があるんですね。

つまり、復興ということを考えたら、本気で省政府の垣根を越えなきやだめだ。しかし、幾ら政治家がそういうふうに言つても、役所の現場の感覚というのは、そんなある日突然変わるようなものじゃないんですよ。ですから、今回、この大震災後の日本の新しい政策に関していくと、内閣官房とか内閣府とか経産省とか総務省なんということを言つていては、全然おぼつかないという問題意識と、この法案に関しては質問させていただきますが、やはり大臣が、ミツシヨンとして重要なのはエネルギーの問題ですよ。ここに関して、菅さんはサミットを行つて、四つの方針、新しいポートフォリオになるのか、いろいろ言われておりましたが、ここはやはり海江田大臣に頑張ってもらわなきやいけない分野なので、エールを送りつつ、いろいろと私なりのアドバイスも後ほどさせていただきたいと思つております。

それで、この知財関連の二法の改正に関しては、やはり趣旨を確認することが一番重要だと思います。特に、最近、世の中の変化が激しい。今、日本が震災対策や原発対応に取り組んでいる間にも、世の中は待つたなしです。もうどんどん変化をしている。そういう中で、日本が世界から取り残されずに競争力を持った国であり続けるためには、どうしなきやいけないかというところが一番のポイントだと思います。

この改正に関して言えば、今まで毎年のように改正されていましたけれども、今回の改正は平成二十年の改正以来三年ぶりということになります。その間だけでも特許を取り巻く環境は大きく変わったと思います、この三年で。

どういうことが変わったかというと、一つの特許で一つの製品をつくり、ビジネスを開拓するといふことが一般的でなくなってきたんですね。他社の技術を活用するオープンイノベーション。また、企業の合併連携も進展していますし、自動車のように燃料電池から電子部品、素材に至るまで業種を超えた協業というもののも展開されています。

また、大きく変わった点は、知財制度の利用者である企業が、発明を世の中にオープンにするかわりに特許権を独占して取得するということ、発明を秘匿して営業秘密としてブラックボックス化してそれを守るということを、ベストミックスさせていかなきやいけないというのが世界の共通の競争ルールではないかというふうに思います。このような、知財、知的財産をめぐる大きな環境変化をお認めの上で、今回の知財関連二法の改正案がこれから我が国の競争力の向上につながると思いますが、その改正の趣旨について大臣の基本的なお考えをお教えいただきたいと思います。

○海江田国務大臣 平井委員にお答えをいたしま

じられた、これは大変評価したいと思います。  
しかし、我が国企業の国際的な活動にとつてより重要なことは、海外の特許制度を日本の制度に倣つた使いやすいものにしていくことではないかと思ひます。

されない特許文献の比重が高まっていますよね。我が国の企業が海外展開を進めるに当たっては、権利侵害や訴訟リスクを低減するために、こうした特許文献について十分な調査を行って、安定して質の高い特許権を得ていかなきゃいかぬ、これは当然のことだと思います。また、進出先において我が国企業が特許権を取得するに当たって、中国語等の誤訳により内容が不明確となったり、権利の安定性が損なわれるような事例があるとも聞いています。

こうした現状を踏まえて、特許文献に使用されるような技術用語や専門用語を的確に翻訳して、効率的に文献が検索できるような環境整備は急がなきやいけないんですが、それは先ほど月野委員が質問していたシステムの方で、もともと

○海江田國務大臣 委員御指摘のように、最近の日本の特許の出願の件数というのは本当に目をみはるものがありまして、まさにそれが中国の経済的な成長の一つのあかしになつてゐるという状況がござります。他方、私どもの特許の出願の件数がここ十年ぐらい落ち込んでいるというのは、先ほど来議論になつたところでございます。

委員が御指摘をしました、制度面だけじゃなくて運用面での共通の認識、運用面では日本が特に中国との関係において特許制度、知財の考え方などでは先を行つていてありますので、そういう面では、運用面の考え方について日本の考え方を広く世界に対してもアピールしていかなければいけないかなというふうに思つております。

その点でいいますと、間もなくでございますけれども、六月に東京で、日米欧中韓ですか、五大特許庁長官会合が開催をされる予定でござります。私も時間が許すならこの会合に出ていきまして、しっかりと日本の立場、それから、きょう御議論いたしておりますような法改正も踏まえた私どもの考え方を主張してまいりたい、こう考

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。  
今御指摘いたしましたように、新興国の特許出願が非常にふえてまいります。これまで日本が非常に多く出願をしておりましたので、日本語あるいは英語で文献を読めば世界の特許情報のかなりの部分がわかるということがあつたわけござりますけれども、今後は、新興国、とりわけ中国語の文献を見ないと世の中の流れもわからぬというようなことになつていてるわけでございます。

また、御指摘ございましたように、そういう情報を見るだけではなくて、中国で出願をするというときに、きちんと自分の権利が確保できるような出願書類が書けるかどうかというようなことも実際に大きな問題になつておりますし、実は、思つたとおりの翻訳ができずに、取れるはずの権利が取れなかつたというような事案もお聞きをしています。

その意味で、産業構造審議会知的財産政策部会におきまして、国際化の方をどうすべきかということにつき御議論をいただいておりますけれども、この意味で、この環境整備についてどのようにお考えでしょうか。

ども、その際には、そうした資料、特許文献等を収集し、閲覧できるような、あるいは検索できるような仕組みが必要になつてまいります。このことは、特許庁のシステムをつくる際に必ずしも想定をしていなかつた新しい任務が発生をしてきておるということございますので、こうした問題を含めてどのようなサービスの提供をしていくべきか早急に結論を得る必要があるということで、現在検討を進めているところでございます。

○平井委員 ですから、もともとをしているとまはないということで、まさにこれから長官の思い切つたリーダーシップ、長官ですから、頑張っていただかなきやいかぬなというふうに思います。我が國のものづくり中小企業は世界に冠たる技在であります。今回の震災で、大企業の生産活動に不可欠な部品を納める中小企業が被災しました。多くの大企業の生産活動に大きな影響が出ているのを見ても、こうした中小企業のものづくりというのは本当に重要です。

他方、中小企業は、人材、資金などの経営資源に乏しい、知財を十分に活用して事業を行うことが必ずしもできていないという実態がある。我が國のものづくりの中小企業がその技術を生かして国内外で事業を発展させていくためには、中小企業の知財活動を強力に支援していかなければいけないというのと同じ思いだと思います。

今回、特許料を支払う、資力の乏しい中小企業に対する特許料の減免制度を拡充したということは評価できますが、それだけではなくて、今後、中小企業の知財活動を強力に支援していくために、どのような対策を講じていくおつもりでしょうか。

○中山大臣政務官 御指摘のとおり、実は東北のサプライチェーンはほとんどが中小企業でございまして、これが世界の各大企業に二十一兆円ぐらいいの影響を与えたというふうに日経新聞の一面に出ておりまして、中小企業の存在が大きいことは間違ひございません。

そういう面では、先ほど御質問の中に資金がないとか、または調査能力がないこともあります。このことについて、どちら都道府県で総合窓口をつくつて、できる限り相談を受けよう、こういう方法の方がいいのではないかというふうに思っています。ただ、平井委員が若干御懸念を抱いていらっしゃるわけでございまして、中小企業の抱えている悩みを、まずは相談を受ける、こういうことに徹してやつていこうということを考えているわけでございまして、知財総合支援窓口を四十七都道府県に設置しまして、そういう相談を受けるということにいたしております。そういう相談の中からいろいろなことが生まれてくるといふうに私は確信をいたしております。

○平井委員 そのようにぜひ中小企業支援をさらに一層強化していただきたいと思います。

次に、営業秘密関連について少しお聞きをしたいと思います。

平成二十一年においてなされた営業秘密侵害罪の適用範囲の拡大は、発注元企業による中小企業からのノウハウの取り上げというか、分捕つちゃうというような事態を改善することも改正の目的の一つであります。

ある企業が業務提携を前提として図面や試作品を大企業に提供したら、大手企業が勝手に複製を作製し、自社の責任として勝手に製品化してしまうというようなことがありますね。このような事態を放置してしまったら、日本のものづくりの基盤というものは揺らいでしまうと思います。中小企業にとっては、時としてみずからかけがえのない技術やノウハウが生命線であり、その意味でこれらを保護していくことは重要なことだと思います。

しかしながら、一方で、今回の改正のみで発注元企業による下請いじめのような行為はなくなるのかという心配もあるんですね。その下請いじめの代表である、日本人の英知の結集ともいべきコンテンツ産業の基盤を保護するという意味で、今回の提案は非常に評価できるものがあります。しかし、まずもつて、経済産業省のコンテンツ産業育成のための全体像がどうなつていて、か、ここがいま一つ見えないところもあるんですね。

現在のコンテンツ産業の現状や今後の見通し及びコンテンツ産業の支援策、育成策についてお聞きしたいと思います。

○海江田国務大臣 まず、私どもがコンテンツ産業の育成に全力を挙げているということは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

二〇〇九年における市場規模は十二・一兆円であります。これは米国に次いで世界二位でござります。ただ、平井委員が若干御懸念を抱いていらっしゃるわけでございまして、この市場規模を二十兆円にしようという目標を定めています。そこへ向けて、成長余地の大きい海外市場での収益拡大を図る観点から、国際見本市等の開催や、特に中国に対する規制緩和の働きかけを行っております。それから、国内新規市場拡大のための書籍等のデジタル化に向けた環境整備、人材育成のための若手クリエーターへの発表の場の提供及びブローサー人材の海外留学支援などを実施しているところでございます。

○平井委員 マジコン、御存じですよね、いわゆるマジコンなど、コピー機器をキャンセルすることで違法複製ソフトを動作させる機器を規制するというのですが、一方、ユーザー自身がソフトウェアを自主制作することは、創作意欲の高揚やプログラム技術の向上につながるものであり、そういう土壤が最終的にはクール・ジャパンにもつながるところもあるので、それを萎縮させてはならぬというのが私の思いです。

このような正当なソフトウェアを実行するための貞つ当な機器にまで規制が及ぶことは、まことに思うんですよ。ですから、それは、ゲーム機器メーカーによるプラットフォームの問い合わせなども、あくまで技術的保護手段の回避を規制するものであつて、プラットフォームの問い合わせを保護するものではありませんね。そのことを確認させてください。

○平井委員 そのとおりでございました。ここ



は最終的には二十九年の一月なんですね、工程表ではその稼働が。まだ時間があるんですよ。

これは、だれだれが悪いということを責めたつて前に進まないです。現状を見て、的確に判断して、第三者委員会という名前が何回も出てくるけれども、あそこは決定権者ではありません、アドバイスをする程度のことなんですよ、要はトップがコミットしない限り前に進まない。トップは、長官、あなたですよ。そこを政治が後押しするというのが、今回、一番重要なところなんです。

ですから、今、CIOの技術審議官を置いたとかいろいろなことを言っていますけれども、まずこれが現場に対して、岩井長官が私の責任でやるんだということをコミットした上で、大臣がそれでは現場に対して万全のフォローをするということがセットできよう発言されれば、私はこの問題はここで終わらせたいと思います。

○岩井政府参考人 お答え申上げます。

また第三者委員会の報告書におきましても、歴代の長官を中心としたマネジメント層による一貫した組織的なコミットメントが不足をしていました御指摘を受けております。また、今後の進め方につきましては、システム開発部門に任せたのはなくして、長官を中心としたマネジメント層が直接してこの仕事をやっていけという御指摘を既に受けているところでございます。また、先ほどの御質問にもございましたけれども、地震対策ですか、新たな文献検索というようなものを一体どう進めていくべきなのかという新たな課題が出ていることも事実でございます。

先ほど御質問い合わせましたように、私どもは、世界に冠たる日本国の大特許として、特許庁のサービスを世界一のものにするための努力を引き続き続けていきたいと思っております。そのことについて、このシステムの整備が最も重要なことでありますので、きょういただきました御指導、あるいは第三者委員会で触れられた、過去のことを含めての反省を含めて、特許庁長官と

してしつかり努力してまいりたいと思つております。

○平井委員 大臣に一言。

○平井委員 会の指摘を踏まえながらコミットするというふうに私は聞きましたので、それを受けて私も後押しをするということで、やはりだれかが責任をとつて前に進めなければ話が前に行きませんので、そういうつもりでおります。

○平井委員 結局そういうことなんですよ。長官にしてみれば、これはおれのせいじゃない。何代もさかのぼる。毎年長官がわかつちやう、これも本当に特許庁にとつていいのかどうなのか。これも、大臣、一回お考えになつた方がいいと思うます。

それと、結局、このシステムの開発というのは、移行とか保守とかトータルのビジョンでまだまだ大変なんですよ。本当にサグラダ・ファミリアなんです。だから、ここは常に政治家が励まして、長官がリーダーシップを發揮しないといものはつくれません。そのことだけを指摘させていただいて、ぜひこういうものに関して関心をもつと持つていただきたいと私自身は思います。

時間もなくなつてきたので、スマートメーター、スマートグリッド、これは大臣もお詳しいと思いますので、お聞きをしたいと思います。

ITとエネルギーの結合点として、両方あるとおもいますが、スマートメーター、スマートグリッド。もう一つは、震災後の、いわば日本はピンド、このピンチをチャンスにできる一つの政策課題でもあります。

まあ、これからなんですか、まさに日本なんですね。これはそうだと思ひます。震災と原発停止、電力不足があるわけですから。しかし、正直申し上げて、電力会社にスマートグリッドを牽引する力が今あるか、震災後、私は、そういったことを疑問に思つたりしているんですね。

実際に、先週、ソフトバンクの孫さんが我々自

民のエネルギーの部会なんかに出てきておられる。もう携帯電話に興味がなくなつたのかなというような感じもする。また、NTTは、エネルギー新会社を設立したんですね。ですから、通信業界との垣根がない。これは総務委員会でもこの話をさせていただきました。ここは大事なところだと思います。

私は、例えばスマートメーターと言つたとすると、電気事業法とか計量法にすぐ頭がいっちゃうんですよ。しかし、その両方、電気事業法にも計量法にも電力会社以外のメータは禁止だとどこにも書いていない。つまり、スマートメーターというのは、消費者側においてスマートな節電を進める意味で今ニーズがあるんですよ。ですから、十年に一回更新をするような、計量法に基づくスマートメーターだけでなく、そういうものをがつと後押ししていかなければならぬと思ふんだけです。

こういうことは今まで我々の政権のときもあつたんです。要するに工コボポイントをやつしたときに、あれはもともと環境省が工コボポイントとしてしましまとやつていたものなんですね。あれに主導で省庁の垣根を越えて進めたから、この七月二十四日にアナログの電波をとめるところまで奇跡的に物事が進んだんです。

つまり、この事態は、どつちの手柄とか、相手の足を引っ張るんじやなくて、いいことはすぐやる、そういう局面だと思うんですね。ですから、このスマートメーターに関して言えば、要するに秋葉原でだれでもすぐ買えるような状況をいち早くつくつしていくことが重要だと思つてます。

その中で、今までの計画では不十分なところもあります。過去の取り組みは私は大体存じ上げていますので聞きませんが、現状のエネルギー基本計画を見直した上で、今までの発想を超えて大胆な計画をぜひつくつていただきたいなというふうに思います。

時間がなくなつてきたので、あと一つだけお話を進めさせていただきたいんですが、今、計画停電を避けるために皆さん方に節電をお願いしていることがあります。電気事業法二十七条の例外措置とかいろいろ

個別の企業のことをこういう場で余り言うべきではないかろうと思いますが、ただ、最近、スマートメーターのことでは大きな動きも出でております。

○平井委員 どうも、経産省は電力網とか、総務省は音声市場とかデータ市場みたいな、縛張りの中の発想が抜けていない。そこをやはり乗り越えて、このスマートメーターを進めていただけるものと私は今期待をさせていただいておりますし、省庁の垣根を越えて、新しい競争政策を主導していくことが今一番重要だと思うんですね。

時間もなくなつてきたので、いいことはすぐやる、という例で一つお話しさせていただくと、先週の金曜日の内閣委員会で、節電担当の蓮舫大臣に、東京電力管内のパソコンのOSの設定を全部節電にかえたら三十三万キロワットの節電ができるよという、これは特定のOSになつちゃうんですけれども、しかし、蓮舫大臣はすぐ受けとめて、月曜日に記者会見して、進めていただいていると後押しをしていきたいと思つております。

○平井委員 どうも、経産省は電力網とか、総務省は音声市場とかデータ市場みたいな、縛張りの中の発想が抜けていない。そこをやはり乗り越えて、このスマートメーターを進めていただけるので、こうした動きが出てくるということは大変いいことだと私は思つておりますので、しつかりと後押しをしていきたいと思つております。

○平井委員 確かに、スマートメーターが導入されることによりまして、ことしの夏、大きな節電などもお願いをしなければいけないわけですが、こうした問題が大きく解決をす

やつていただきで、私は、その中でデータセンターを外していたことは大変評価しています。これは日本の構造的にしようがないんです。東京電力管内に日本のデータセンターの七二%があるんですよ。二十三区内にその約半分ぐらいがあるわけですね。要するに、これだけ首都圏にデータセンターが集まっている国はないんですね。

そういう状況の中で、そこは日本の基幹インフラを支えるデータセンターもあるので、手段の配慮をするということはいいんですが、ここに大臣に一つ提案です。

データセンターの仮想化、統合の技術というのは、クラウドコンピューターの世界ではもう当たり前なんですよ。技術的なことをだらだら言つていると長くなっちゃうですが、要するに企業内にある

データセンターを仮想化してデータセンターに統合することによって、インハウスから出すということに入れて、大幅な省エネを達成できるんですね。省エネを達成できる。これはぜひ経済産業省でこの

データセンターの仮想化、統合を……。だって、節電は来年だってやらないやだめでしよう。データセンターディスパッチとデータセンターの省力化、これは物すごく重要な政策です。一番電気を食うのがデータセンター。そのときに、さつき言つたスマートメーターや、それをどうなんですが、例えばこのサーバーの仮想化技術や、要するに省エネに対して今こそ手を入れなきやいけないと思うんです。その点について大臣のお考えを。

○海江田国務大臣 これは、企業は特にコストの問題を言いますね、クラウドに移行するための。

ですから、そのコストの問題をどういうふうに私どもが後押しますかといふことになつてこようか

と思いますが、方向性からいえば、その方向性は大変大切なわけでございまして、時間をかけるわけにはいかないわけでございますから、低コストでのクラウドサービスの実現に向けた環境整備をしっかりとやっていく、こういうお答えになろうかと思います。

やつていただきで、私は、その中でデータセンターを外していたことは大変評価しています。これは日本の構造的にしようがないんです。東京電力管内に日本のデータセンターの七二%があるんですよ。二十三区内にその約半分ぐらいがあるわけですね。要するに、これだけ首都圏にデータセンターが集まっている国はないんですね。

ただ、委員のおっしゃることはよくわかつております。

○平井委員 この内閣がスタートしたとき、最初、菅総理がIT担当大臣だったと思うんですね。私は、クラウドについて余り通告をせずに聞い

ちゃつたら、正直言つて知らなかつた。それはし

ようがないなと思うんだけれども、問題なのは、

二〇〇九年の三月に霞が関クラウド構想というの

を発表してたんですよ。そのとき、アメリカは

日本にやられたと言つたんですよ。ところが、こ

れは世界に先駆けていた構想発表だったのに、残

念ながら政権交代で頓挫したんです。

今、民主党政権さんはIT政策を統括して前

に進めるというパワーがあるとは思えません、こ

れはよっぽどの覚悟も要るし、知識も要るし、政

府CIOのみたいなものを整備していくべきやいけ

ないという意味で、二次補正があるんだしたら、

大臣、このクラウドとか、例えばスマートメー

ター、スマートグリッドというものを、体を張つ

てでもどんどん予算をとつて進めなきやいけないと

思います。そうじゃないと、結局、発電と節電と

いうのは今や同じ価値でしよう。エネルギーの

ポートフォリオの中に、節電とか電池とかそいつ

日本をつくらんなどいうことになつたときに、全

体の自治体のクラウドをつくるなんというのは絶

対やらなきやいけないことだし、例えば、グロー

バル回線なんかが日本を最近よけているんです

よ。今千葉県で陸揚げしているもの、これもこの

間切れちやいましたけれども。そんなものを、東

北なら東北、今度の新しい復興計画の中に、グ

ローバル回線の陸揚げも今回の被災地で新しい計

画のもとにやるとか、そんな発想が私は必要では

ないかなというふうに思うんですね。

このデータセンターの分散配置という話は、こ

れも繩張りが総務省なのか経済産業省なのかよく

わからないというようなことになつてしまつて、

それぞの省庁が予算の獲得のために動いたあげ

く今まで縮小するというようなことがあつたの

で、ぜひ広い視野でのクラウドに対する取り組

み、大臣の御決意をお聞きしたいと思います。

○海江田国務大臣 私は東京の出身で、選挙区も

東京でございますが、危機管理都市というものを

つくらなければいけないということは、かなり前

から考えておりました。日本の危機管理の面から

も、そうしたデータセンターなどの分散化という

のは必要不可欠だと思つております。

もう少ししゃべりたいんですが、時間がもう……

（平井委員）どうぞ、いいですよ」と呼ぶ)いやいや、きょうは時間があれですか。

ありがとうございます。

○平井委員 私の持ち時間、橋委員の持ち時間、

これはずっと続いておりますので、答弁してい

だしてもよかつたんですが、別の機会にまたお話

をさせていただきたいと思うんです。

一つだけ、この委員会でやるかは別にして、予

告編としてここで宣言させていただくのは、今、

この政府は流れなくなつちゃうという状況

です。

これをつくつたのは我々にも責任があるんだけ

れども、そこは、震災対応というか、大きな災害

ということを考えたときには、やはりちょっと方

向転換をして、効率性だけではない、リスクを回

避して、なおかつ、地域経済にもプラスになるよ

うな政策を進めていただきたい。

特に、東北の復興というのは、要するに新しい

復興政策をつくつていかなきやいけない。新しい

日本をつくるんだということになつたときに、全

体の自治体のクラウドをつくるなんというのは絶

対やらなきやいけないことだし、例えば、グロー

バル回線なんかが日本を最近よけているんです

よ。今千葉県で陸揚げしているもの、これもこの

間切れちやいましたけれども。そんなものを、東

北なら東北、今度の新しい復興計画の中に、グ

ローバル回線の陸揚げも今回の被災地で新しい計

画のもとにやるとか、そんな発想が私は必要では

ないかなというふうに思うんですね。

このデータセンターの分散配置という話は、こ

れも繩張りが総務省なのか経済産業省なのかよく

わからぬというようなことになつてしまつて、

それぞの省庁が予算の獲得のために動いたあげ

く今まで縮小するというようなことがあつたの

で、ぜひ広い視野でのクラウドに対する取り組

み、大臣の御決意をお聞きしたいと思います。

○海江田国務大臣 私は東京の出身で、選挙区も

東京でございますが、危機管理都市というものを

つくらなければいけないということは、かなり前

から考えておりました。日本の危機管理の面から

も、そうしたデータセンターなどの分散化という

のは必要不可欠だと思つております。

もう少ししゃべりたいんですが、時間がもう……

（平井委員）どうぞ、いいですよ」と呼ぶ)いやいや、きょうは時間があれですか。

ありがとうございます。

○平井委員 私の持ち時間、橋委員の持ち時間、

これはずっと続いておりますので、答弁してい

だしてもよかつたんですが、別の機会にまたお話

をさせていただきたいと思うんです。

一つだけ、この委員会でやるかは別にして、予

告編としてここで宣言させていただくのは、今、

この政府は流れなくなつちゃうという状況

です。

これをつくつたのは我々にも責任があるんだけ

れども、そこは、震災対応というか、大きな災害

ということを考えたときには、やはりちょっと方

向転換をして、効率性だけではない、リスクを回

避して、なおかつ、地域経済にもプラスになるよ

うな政策を進めていただきたい。

特に、東北の復興というのは、要するに新しい

復興政策をつくつていかなきやいけない。新しい

日本をつくるんだということになつたときに、全

体の自治体のクラウドをつくるなんというのは絶

対やらなきやいけないことだし、例えば、グロー

バル回線なんかが日本を最近よけているんです

よ。今千葉県で陸揚げしているもの、これもこの

間切れちやいましたけれども。そんなものを、東

北なら東北、今度の新しい復興計画の中に、グ

ローバル回線の陸揚げも今回の被災地で新しい計

画のもとにやるとか、そんな発想が私は必要では

ないかなというふうに思うんですね。

このデータセンターの分散配置という話は、こ

れも繩張りが総務省なのか経済産業省なのかよく

わからぬというようなことになつてしまつて、

それぞの省庁が予算の獲得のために動いたあげ

く今まで縮小するというようなことがあつたの

で、ぜひ広い視野でのクラウドに対する取り組

み、大臣の御決意をお聞きしたいと思います。

○海江田国務大臣 私は東京の出身で、選挙区も

東京でございますが、危機管理都市というものを

つくらなければいけないということは、かなり前

から考えておりました。日本の危機管理の面から

も、そうしたデータセンターなどの分散化という

のは必要不可欠だと思つております。

もう少ししゃべりたいんですが、時間がもう……

（平井委員）どうぞ、いいですよ」と呼ぶ)いやいや、きょうは時間があれですか。

ありがとうございます。

○平井委員 私の持ち時間、橋委員の持ち時間、

これはずっと続いておりますので、答弁してい

だしてもよかつたんですが、別の機会にまたお話

をさせていただきたいと思うんです。

一つだけ、この委員会でやるかは別にして、予

告編としてここで宣言させていただくのは、今、

この政府は流れなくなつちゃうという状況

です。

これをつくつたのは我々にも責任があるんだけ

れども、そこは、震災対応というか、大きな災害

ということを考えたときには、やはりちょっと方

向転換をして、効率性だけではない、リスクを回

避して、なおかつ、地域経済にもプラスになるよ

うな政策を進めていただきたい。

特に、東北の復興というのは、要するに新しい

復興政策をつくつていかなきやいけない。新しい

日本をつくるんだということになつたときに、全

体の自治体のクラウドをつくるなんというのは絶

対やらなきやいけないことだし、例えば、グロー

バル回線なんかが日本を最近よけているんです

よ。今千葉県で陸揚げしているもの、これもこの

間切れちやいましたけれども。そんなものを、東

北なら東北、今度の新しい復興計画の中に、グ

ローバル回線の陸揚げも今回の被災地で新しい計

画のもとにやるとか、そんな発想が私は必要では

ないかなというふうに思うんですね。

このデータセンターの分散配置という話は、こ

れも繩張りが総務省なのか経済産業省なのかよく

わからぬというようなことになつてしまつて、

それぞの省庁が予算の獲得のために動いたあげ

く今まで縮小するというようなことがあつたの

で、ぜひ広い視野でのクラウドに対する取り組

み、大臣の御決意をお聞きしたいと思います。

○海江田国務大臣 私は東京の出身で、選挙区も

東京でございますが、危機管理都市というものを

つくらなければいけないということは、かなり前

から考えておりました。日本の危機管理の面から

も、そうしたデータセンターなどの分散化という

のは必要不可欠だと思つております。

もう少ししゃべりたいんですが、時間がもう……

（平井委員）どうぞ、いいですよ」と呼ぶ)いやいや、きょうは時間があれですか。

ありがとうございます。

○平井委員 私の持ち時間、橋委員の持ち時間、

これはずっと続いておりますので、答弁してい

だしてもよかつたんですが、別の機会にまたお話

をさせていただきたいと思うんです。

一つだけ、この委員会でやるかは別にして、予

告編としてここで宣言させていただくのは、今、

この政府は流れなくなつちゃうという状況

です。

これをつくつたのは我々にも責任があるんだけ

れども、そこは、震災対応というか、大きな災害

ということを考えたときには、やはりちょっと方

向転換をして、効率性だけではない、リスクを回

避して、なおかつ、地域経済にもプラスになるよ

うな政策を進めていただきたい。

特に、東北の復興というのは、要するに新しい

復興政策をつくつていかなきやいけない。新しい

日本をつくるんだということになつたときに、全

体の自治体のクラウドをつくるなんというのは絶

対やらなきやいけないことだし、例えば、グロー

バル回線なんかが日本を最近よけているんです

よ。今千葉県で陸揚げしているもの、これもこの

間切れちやいましたけれども。そんなものを、東

北なら東北、今度の新しい復興計画の中に、グ

ローバル回線の陸揚げも今回の被災地で新しい計

画のもとにやるとか、そんな発想が私は必要では

ないかなというふうに思うんですね。

このデータセンターの分散配置という話は、こ

れも繩張りが総務省なのか経済産業省なのかよく

わからぬというようなことになつてしまつて、

それぞの省庁が予算の獲得のために動いたあげ

く今まで縮小するというようなことがあつたの

で、ぜひ広い視野でのクラウドに対する取り組

み、大臣の御決意をお聞きしたいと思います。

○海江田国務大臣 私は東京の出身で、選挙区も

東京でございますが、危機管理都市というものを

つくらなければいけないということは、かなり前

から考えておりました。日本の危機管理の面から

も、そうしたデータセンターなどの分散化という

のは必要不可欠だと思つております。

もう少ししゃべりたいんですが、時間がもう……

（平井委員）どうぞ、いいですよ」と呼ぶ)いやいや、きょうは時間があれですか。

ありがとうございます。

○平井委員 私の持ち時間、橋委員の持ち時間、

これはずっと続いておりますので、答弁してい

だしてもよかつたんですが、別の機会にまたお話

に、ここは思い切つて一回とめる必要があるのでないかと思います。

そういう意味で、そのことは別の委員会でやられていたら予告編とさせていただきまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○田中委員長 平井たくや君の質問は以上で終了いたしました。

次に、橋慶一郎君。

○橋(慶)委員 それでは、私ども三人の持ち時間の範囲内で十一時四十分まで質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

万葉集で始めさせていただきたいと思います。

万葉集は四千五百十六の歌がありまして、いろいろな歌がありますが、ばらばらいろいろ見ていましたら、今の季節でいうカエルを歌った歌というのが実はありました。それで、それをきようはお聞き届けいただきたいと思います。卷七、一千六百番。

かはづ鳴く清き川原を今日見てはいつか越え

来て見つづ偲はむ  
といふことで、カワズの歌がありました。どうもありがとうございました。

それでは、お時間をいただいた中で、特許法をして不正競争防止法の改正案ということを主眼にいたしますが、若干、現在の大震災対策、原発問題も少しづつ前後で触れさせていただきたいと思います。

震災関連の地域対策を三つ最初に聞かせていただきます。

一つ目、電源立地交付金につきまして、関係自治体には、通常六月交付であるものを前倒し交付するということが前々から言われております。どういうふうに達成されたか、この状況についてまず確認をさせていただきます。

○海江田国務大臣 この電源立地交付金の問題に

つきましては、当委員会でも御答弁させていただきました。從来でしたら六月ということですが、それを前倒しいたしまして、四月中に二件の交付を行い、既に七億円の概算払いをしたところです。

ござります。

また、本交付金により造成しました既存の基金を災害復旧復興対策に充当することも認めており、これはこれまでに十一件、約三十億円の利用があつたと承知をしております。

○橋(慶)委員 ありがとうございます。

続きまして、東京電力の原発事故の仮払いの問題であります。既に個人につきましては大変大きくな体制をとつていただきて、恐らく今の時期ならもう四万件ぐらいいつているのかなという感じもいたしますし、農業者につきましてはJAさん等を窓口にして五月末には始める、こういうお話をなつてまいりました。そして、中小企業向けといふことについてもいろいろな体制を構築してできました。そこで、きょうは、大臣はまたいつものノートも出しておられますから、個人の方がどうなつているかといふこともお答えいただけるのかもしれません。またあわせて中小企業者、これは結局、いろいろな団体と協力してということです

が、なかなかこれは、JAさん、JFさんはちょっととまた違うわけです。

どういう取り組みになつていて、どうであろうかということについて、現時点でのお答えをいただきたいと思います。

○海江田国務大臣 私も、今でも事情が許す限り毎日東京電力に行つておりますので、そこで何をやつてあるかというと、いろいろなことをやつておりますが、最終的には仮払いを一刻も早くといたしますが、意外と大変なものだなと。実は、私自身も市長をしておりまして、昔、景気対策で国民の皆さんにお金を支援金という形で配つたということを、現場で取り組んだことがあります。なかなか厄介なものでございます。結

す。その次が、これも今、橋委員御指摘のありましたように、農林漁業ということで、農林漁業はもう既に、JAですとか漁協を通じての支払いと

いうものが大体話が進みまして、今月末からそろ

した支払いができるかなということで、残念ながら、中小企業はその後になつてしまします。しか

し、中小企業も、商工会に登録をしている企業とそうでない方々がいますので、少し時間がかかる

かなというふうに思つておりますけれども、これにつきましても五月末までをめどに取りまとめを

目標しております。

とにかく一日も早くということで、しっかりと仮払いをしてもらうように今お願いをしているところ

でございます。

○橋(慶)委員 今大臣からもお話をございました

ように、商工会はかなりの組織率になつていると

思いますが、そうはいつても、JAさん、JFさ

んあるいは森林組合に比べると、すべてを網羅

しているわけではないというところがあります。別

の機会にも申し上げたことがあります。自治体

の窓口あるいは業種ごとの団体、そういつたところの場合によつては活用されて、できるだけ体制

を構築されて進んでいただきたいということが大事

じやないかと申し上げておきたいと思います。

なお、もう一つ、個人仮払いにつきまして、今

四万件を超えるということで非常に順調なのは喜

ばしいです。たしか五百人ぐらゐの体制で取り組

んでおられるということも私は記憶に残つております。

私は、はつと気がついたんですが、多分、一日

構大きな体制でやらないと、一回体制を構築してしまえばあとは簡単なんですが、そういう体制をつくらないとやつていけない。

まして今回の場合は、恐らく、個人仮払いもまたもう一度、あと一回か二回かわかりませんが、多

分三ヶ月ぐらいことにはやつていかない、御家

庭の生計費ということを考えれば、今の中間の工

程表等の見通しからすれば、今つくったシステムは何回かまた御利用いただくことになるんだろう

と思います。ぜひこれはよろしくお願ひしたい。

これも答弁は結構なんですが、一つ、そのほかにも、きょうはここは原子力のお話だけですが、

被災地にはいろいろな形で、生活再建支援金とかいろいろなものを配つていかなければいけない、

そういうふうにやはり東電さんの体制の今構築さ

ったときに、やはり東電さんの体制の今構築されたもの、そういうふうの参考にされないと、

なかなかほかの分野、例えば罹災証明を受けたところでお金が欲しいということで申請されている

方、そういうふうにいろいろな問題が出てまいります。

どうか、そういうことはまた政府の中でお話

を流通されて、全体に、やはりお金が被災地へ届いていくということが大事だと思いますので、こ

れは答弁は結構でございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

もう一つ、最後にします。

せんだつて公表されました、福島県と経済産業省さんでの原子力災害に伴う特定地域中小企業特別資金、三千万円以内、期間二十年以内、据え置き五年以内、無利子無担保ということで、総額四百二十一億円 中小機構四百二十億円と福島県一億円ということで六月一日からされていく。

今、二重ローンとかいろいろなことが言われてゐる中で、やはりこれは一つの前進であろうと思つておりますが、岩手県や宮城県、あるいはほかのところにおきましていろいろなお話があると思つております。こういった取り組みをほかの

地域、背景事情は違うわけですけれども、そういったものを何か広げていくというお考えはないものか、これだけお伺いしておきたいと思います。

○海江田国務大臣 福島県は、今、委員からお話をあつたような制度の中身になつておりますが、それを包摶するといいますか、福島県以外で使えばそのものとしては、東日本大震災復興特別貸し付けということになりまして、これは、やはり期間も最長二十年、据置期間最長五年、金利のところが、無利子ということではありませんで大幅に引き下げということになつております。

私も、委員と同じような問題意識を持ちまして、何とかならないかということでございましたけれども、特に福島県だけに無利子の制度ができただということの背景には、もちろん福島県が協力をしていただいたいこともあります。これは政府の方々が避難を余儀なくされたという、政府の行為とそうした御不自由、御不便が直接結びついておりますので、ここは何とかもう一段頑張らなければいけないかなという形でこういう制度ができるということでございます。

ただ、津波あるいは地震の被災に遭われた方も、大変厳しい状況というのは同じでございますので、さらなる方策というものは、これはできることをしつかりやらなければいけない、二重口一言なんかの問題もそうでございますが、そういう覚悟でおります。

○橋(慶)委員 どうしても究極はバランスシートの問題になつていくんだろうと思っておりますので、そのときはまた金融機関の問題にもなるといふことも理解しておりますけれども、ぜひこのあたりを、引き続き前進するような検討を続けていただきたい、このことをお願いしておきます。

それでは、特許法から始めさせていただきま

す。  
知財戦略を前進させるための特許法の改正は、特許庁さんの方のペーパー等を見ましても、四つ

くらい大きなポイントがあるかと思います。通常実施権、ライセンス契約の保護の強化、また共同研究等の成果に関する発明者の適切な保護、そして審判制度の見直し、さらにはユーザーの利便性向上ということがと思います。

このテーマに従いまして、多少、望月議員あるいは平井議員からお伺いさせていただいたところもまた踏まえながら、順番に進めさせていただきたいと思います。

まず、ライセンス契約の保護の強化であります。が、特許庁への登録をしなくとも第三者からの差しとめ請求に対抗できる、いわゆる当然対抗制度という形に改正をするということです。

先ほど望月議員からも、非常に特許が細分化されているから登録をみんなどしていけるのは実務上困難だ云々ということで、そういう背景事情のお話をあつたわけですが、改めてここで、今の登録制度でいくことの困難になつてある実態、そして当然対抗制度にする理由を確認させていただきます。

○海江田国務大臣 これは、まず通常実施権といふものがございますが、実はこれの利用度というのが大変低いということで、私どもの調査で、通常実施権についての登録率は〇%または一%未満と回答した者の割合が八七・二%ということになつておりますので、このライセンスの登録率は極めて低い状況がございます。

その理由としましては、一つの製品開発等に当たり多数のライセンスが許諾されることも多々、そのすべてを登録するには膨大な手間とコストがかかるということ。それから、登録を行うにはライセンスを受けた者と特許権者が共同して申請をする必要がございますが、特許権者が登録に協力する義務はなく、特許権者の協力が得られない場合があることなどの事情によるものだ、そう考えております。

○橋(慶)委員 細分化の事例として、DVDプレーヤーを一つつくるために二千件、こういうお話をいつも出てくるわけでございます。

DVDプレーヤーのもとの姿を考えますと、トーマス・エジソンが発明した蓄音機というただと思いますが、蓄音機なら、多分、特許権で言えば特許は一件ということですが、それが二千件というような形になつてくるとすれば、今、知財権などを含めて、いろいろな製造業、あるいはいろいろなシステムの中で、恐らく特許というものが非常にふえてきて、それが非常に細分化されているということがうかがわれるんだと思います。

まずは、特許法の審議をする前に鉱業法の審議をしておりました。鉱業法でも、鉱業権の出願、これはまた違った事情で非常にたまつていまして、特許が非常に細分化されしていく中で、特許の出願は先ほども四十四万件から三十四万件に減少しているというお話もありましたけれども、これの審査待ちの状況なり、その期間とか、そういう特許権をめぐる状況、もろもろの事務の処理状況について、ここで現状を確認させていただきたいと思います。

○中山大臣政務官 今お話しのとおりで、出願数とかそういうものについて、平成十三年以降、四十万件前後で推移をしていたんですけど、平成二十一年に三十五万件に減少いたしておりまして、それからずつと横ばいになつております。

審査請求件数は、平成十三年に約二十五万件でありましたが、審査請求ができる期間を七年から三年に短縮した影響もあり、平成十七年には一時的に約四十万件に増加、平成二十二年は約二十六万件というような推移がございます。

この一時的な審査請求件数の増大の影響もあり、平成十三年に約四十九万件であった審査順番待ち件数が、平成十九年には八十九万件に増加をいたしました。これは人員の問題とかいろいろあつたんでしょうが、そのため特許庁は、特許審査を迅速化し、審査順番待ち件数を減少させるための取り組みとして、任期つき審査官の採用に

より審査体制の強化や、先行技術調査の外注による民間活力の活用等の取り組みを実施いたしております。

これにより、平成十三年に約二十万件であった審査件数は増加を続け、平成二十二年には約三十八万件となり、審査順番待ちの件数は、平成二十二年末時点で約五十七万件まで減少いたしました。

今後は、現在二十七カ月である審査順番待ち期間を、知的財産推進計画に定められている、二〇一三年に十一カ月とするため、さらなる特許審査の迅速化を図つてまいりたいと思っております。

○橋(慶)委員 もちろん、前回の鉱業権とは大分、審査の仕方もそうですが、あらゆる意味で違うんでしようけれども、やはり一度発生した、期間を短縮したことによるこぶを取つていただきたいと、そして、今ほどあつた二十七カ月を十一カ月、ぜひこれはまた鋭意お取り組みをいただきたいと思います。

それから、ライセンス契約の保護の中で、ちょっと細かくなりますが、法の八十四条の二が新設されました、特許発明の実施が国内で三年以上なされていないときに、第三者が実施の許諾について特許庁長官の裁定を求める際に、ライセンスを有する者が意見を述べることができる、そういう規定が一つ新設をされております。

この規定の新設の趣旨をお伺いしておきたいと思います。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。お尋ねの件は、裁定にかかる制度の整備でございます。

現行の特許法では、特許発明の実施が国内で三年以上なされていないような場合に、特許庁長官の裁定によりまして、その特許権者等の同意を得ることなく第三者にその特許発明を実施する権利を設定し得るという制度があるわけでございます。

この裁定をいたします際には、特許を持つてゐる人自身が実施をしていなくても、ライセンスを

得ている者が実施をしている場合がございますので、その特許発明が実施されていないかどうかの判断を適切に行うに当たりまして、現行法では、特許権者と登録をされている方、この方に御連絡をいたしまして御意見をお聞きするという仕組みになるわけでございます。

今回の法律を通していただきますと、通常実施権を行われる方につきましては、登録という行為なく当然に対抗ができるという制度になりますので、登録というやり方では、私どもは権利が使われているのかがわからなくなるという形になります。したがつて、このような場合には、これまでのようなこちらから御連絡するという形ではございませんけれども、御意見を言つていただくような機会を法律上整備するということで、この裁定というものが権利を使っておられる方との関係で効果を変化させないようにするために措置をさせていただこうというものでございます。

○橋(慶)委員 わかりやすくありがとうございました。そういう若干技術的な質問が幾つか出てまいりますが、御容赦をいただきたいと思います。続きまして、共同研究等の成果に関する発明者の適切な保護という分野であります。

これは、改正の背景というのを聞きながらちょっと驚いてしまったわけですけれども、特許庁さんのお話を聞きますと、共同で出願すべき発明を単独で出願されてしまった。権利を侵害された、悔しい思いをしたという企業、大学が四割もあるといふようなお話がありまして、これについては、実態についてちょっとびっくりしたというところが正直なところであります。

どうしてこういうことになつていくのか、そこいろいろなケースがあるかと思いますので、御説明いたしますことは典型的なケースにならうかと思いますけれども、もちろん、悪意で人の発明をとつてしまつたというようなケースもあるう

かと思ひますけれども、それ以外では大きく二つぐらいのパターンがあるのでないかと思ひます。

一番目は、権利の保護、とられてしまうということとも関係するのですけれども、いろいろなことを始める際に、秘密保持契約ですか共同開発契約ですか、そういうようなことがなかつたようなら、場合が見受けられます。いろいろお聞きいたしました。

二番目のケースをいたしましては、今のケースとも若干似てくるのでござりますけれども、でき上がつた発明をどういうふうに使うのかとか、その権利をどういうふうに分けるのかというようなことが明らかでなかつたものですから、でき上がりたものについて、一方当事者が全部自分が使えるものだとお思いになつて権利行使をされてしまうというようなケースも多くあるようでございます。

○橋(慶)委員 ありがとうございます。

必ずしも悪意じやなくて、最初の取り決めがなかつたとか、やっていくうちにちょっと事態がそなつちやつたとか、こういうことで理解をしたわけです。

しかし、また一面、産学間の共同研究というのは、それぞれの地域、ローカルな地域の経済の高度化や活性化に果たす役割は大きいということでありますと、先ほども少し中山政務官からは、そういう文書で確認するようなことを周知徹底云々ということもございましたが、もう一つ私、突っ込ませていただき、そういった秘密保持契約とか共同開発契約のひな形というもののP.R.されるという方法もあると思うんですねが、現状はいかがでありますか。

○中山大臣政務官 共同開発者には中小企業なんかも多いのですから、今言つたようなひな形があればわかりやすいということは事実でございまして、支援されているその取り組みの現状についてお伺いをいたします。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

いろいろなケースがあるかと思いますので、御説明いたしますことは典型的なケースにならうかと思いますけれども、もちろん、悪意で人の発明をとつてしまつたというようなケースもあるう

先生の地元である富山県において、富山大学と地元企業などが共同研究を行い、カキボリフェノールを配合した肌の老化を防ぐ化粧品の製品化に成功したとか、こういうような事例もございまして、やはり产学間の協同によつていろいろなもののが生まれていることは事実でございます。

先ほどの共同開発または共同研究のいろいろトラブルみたいなものもございますが、やはり協力したことによって起つたイノベーションも大変多いというふうに思います。

○橋(慶)委員 ありがとうございます。

そういう形で共同研究は大事なんですが、そうすると、せつからく研究に参加した方々が後から嫌な思いをしないようにということの中では、先ほど特許庁長官の方からもお話をありました、スタートする段階での秘密保持契約あるいは共同開発契約、こういったものを最初にきちっと結んで共同研究というものはするものだ、言つてみれば、癖がつくと言つたら変ですけれども、そういう形になつてくればこの問題はかなり整理されいく。

そうなりますと、先ほども少し中山政務官からは、そういう文書で確認するようなことを周知徹底云々ということもございましたが、もう一つ私、突っ込ませていただき、そういった秘密保持契約とか共同開発契約のひな形というもののP.R.されるという方法もあると思うんですねが、現状はいかがでありますか。

○中山大臣政務官 共同開発者には中小企業なんかも多いのですから、今言つたようなひな形があればわかりやすいということは事実でございまして、冒認者等との間で権利の帰属について確定をさせてから、特許庁が裁定をするわけではございませんので、確定をしてから、特許庁に対して特許権の移転登録を御申請いただくことになります。

したがいまして、具体的には、その御申請をいただく際に、権利関係を証明する書面として、冒認者等との間で合意をしたという場合には合意の書面、あるいは合意が得られずに裁判で決着をしたという場合には裁判所の判決というようなものを添付して手続をしていただくことを予定してございます。

お尋ねの経済産業省令には、共同出願違反のようなケースもございますので、発明者の発明に対する寄与度とその取り扱いがどうなるのかというようなふうに考えておる次第でございます。

○橋(慶)委員 ありがとうございます。

まずは、そこは当事者間で決めてから持つてこいというこの手続の仕組み、説明ありがとうござ

ひな形についてはよく検討して、前向きに考えたいと思います。

○橋(慶)委員 それでは、ぜひまた、ひな形ということについては提案と受けとめていただいて、御検討いただきたいと思います。

さて、残念ながら不幸な事態になつて、共同研究の特許がちよつと違った形になつて、返還してやつていれば、とられてしまうとか勝手に使われてしまつというようなことがなかつたようなら、これがどういうふうに思います。

○橋(慶)委員 お答え申し上げます。

御質問は、冒認出願ですか共同出願違反になつたときに、その持ち分を取り戻す、その最終的な返還請求はどのように確定をしていくのかと、いうことの手続についてのお尋ねでございます。

この具体的な手続といたしましては、発明者は、冒認者等との間で権利の帰属について確定をさせてから、特許庁が裁定をするわけではございませんので、確定をしてから、特許庁に対して特許権の移転登録を御申請いただくことになります。

したがいまして、具体的には、その御申請をいただく際に、権利関係を証明する書面として、冒認者等との間で合意をしたという場合には合意の書面、あるいは合意が得られずに裁判で決着をしたという場合には裁判所の判決というようなものを添付して手続をしていただくことを予定してございます。

い  
ます。

続きまして、審判制度の見直しによる、言つてみれば期間の迅速化ということについて、順次お伺いをします。

法第百二十六条第二項の改正によりまして、審決取り消し訴訟提起後の訂正審判の請求が禁止をされました。このことによりまして、説明書を見ますと、キャッチボール現象というようなことがなくなるので、ある程度これは迅速化され、こういうお話になっているわけですから、ここで、どういうことになつて、どういうふうに迅速になるのかということについて御説明をお願いいたします。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のキャッチボール現象でございますけれども、特許庁がいたしました無効審判につきまして、これをひっくり返そうとする場合には、この審決の取り消しをしてくれという訴訟をしていただくということになります。

ところが、この無効審判を得た後、それでは、

その特許の範囲の中身を訂正するんだということをまた特許庁にしていただくことも可能でございます。そうなりますと、多くの場合、もともと訴えられていた中身が変わりますので、裁判所は、

では特許庁の方で解決をしてから持つていらっしゃいと言つて、また戻ってきてしまう、このことがいわゆるキャッチボール現象ということになつてございまして、紛争の解決に時間がかかるということでござります。

今回の改正では、今のようなことがないよう

に、キャッチボールが起こらないように、事前に訂正の審判を求めていただいて、それで提訴になつた後にはもう戻つてこられないというような格好で事案の解決を図らせていただきたいこと

でございますので、それがうまくいきますと、

キャッチボールでかかつていていた時間、私どもの計算では、実態的な数字を当てはめて考えますと、百日程度審査の期間が短縮をし、迅速に事案の解決が図れる、このような効果を持つ改正になるも

のと考へてございます。

○橋(慶)委員 タイム・イズ・マネーのビジネスの世界ですから、百日、それもやはり大きいもので、どういうことになつて、どういうふうに迅速になるのかということについて御説明をお願いいたします。

あと二つばかり、少し細かいところが続きます

が、お許しをいただきたいと思います。

法の百三十一条第三項、これは、訂正審判をする際に、手続ですから、実は幾つかのことを書いて審判を求めなきやいけないということになつて

いまして、その中に、訂正審判の請求の趣旨及び理由というのも当然書いて出さなきゃいけない

ということになつてあるんですけど、今回、この百三十五条第三項の新設によりまして、請求の趣旨及び理由について経済産業省令で定めるところに

より記載しなければならないということで、省令事項として、恐らくこの書き方あたりを何か、こ

ういうことをちゃんと書きとかそういうことになら、省令事項を一応確認させていただきますけ

ども、御指摘いただきましたように、無効審判

及び理由について経済産業省令で定めるところに

無効であるかとということを判断するのであるから、それが決まれば第三者にも効果を及ぼすのが適当ではないかと、いわば当たり前の考え方で来

たわけでございます。

ところが、いろいろな例を見ておりますと、同

一の事実及び同一の証拠に基づいて争うのですけれども、これは、当事者主義をとっていますの

で、審判請求人が異なりますと、平たく言います

と、上手に主張ができない、あるべき姿をきちんと御説明ができないという方が先に手を挙げてしま

まいりますと、下手な人が説明して、ほかの人ならうまくその権利主張ができたのにというような

ことについて、悪い例が固まつてしまつということが現実に見られてきたわけでございます。

したがいまして、審議会で御議論をいただきま

して、今のような主張の巧拙が結果に影響を与えるという事例があるのであれば、その効果はその

訴えをした人に限つて及ぶという形にする方が権利保護のやり方としては適切ではないかというふうな考え方へ変えさせていただいて、法改正を御提案させていただいているところでございます。

○橋(慶)委員 これはやはり、多分どちらもあるんでしようね。一回確定してしまつたら、それで

当事者としては安心したいところですが、しか

り、下手な人がやつて本当の結論にはなつていな

いとすれば、当然第三者効は外した方がいい。こ

こは多分、これから運用されていく中でメリッ

ト、デメリットもあるような感じもいたしますの

で、それはまた運用をされながら見きわめていただきたい、このように思うわけであります。

ユーザーの利便性向上のお話の方に移ります。

もう既にお答えのあつたところは少し飛ばさせ

ていただきて、二つ目のところから始めます。提出できない正当な理由がなく

なつてから二ヵ月以内から一年以内の間はいいで

また、あわせて、特許料を追納して特許権の回復が可能になる時期ということについても、今までは二週間以内、六ヶ月までというところを、二ヶ月以内で一年以内、こういう形で、それぞれユーヤーサイドに立った緩和をされたわけありますが、この期間の設定ということについて、何か国際的な横並びのお話であるのか。この期間設定の理由をお伺いしたいと思います。

○岩井政府参考人 お答えを申し上げます。  
今御指摘がありました期間の設定を考えるに当たりまして、私どもは、国際的な調和を目的としたしました特許法条約、P.L.T.というものが平成十七年四月に発効してございまして、そこで、期間の考え方といたしましては、理由がなくなつて整理をされておりますので、これを参考に御提案 ○橋(慶)委員 ありがとうございます。

特許料の減免期間を中小企業や大学につきまして三年から十年に延長するなど、減免制度の拡充については少し望月議員等からもお話をございましたが、二十三年度の特許特別会計の数字を見ますと、歳入、特許料等の審査料等の収入が一千四十五億円予定されまして、前年度の剩余金の受け入れが一千九百十九億円とあります。全体の歳入規模は三千四十八億円と大きいわけですが、それでも、支出については一千百五十四億円、これぐらいで大体逐年回ると。そして、この千九百億円程度の、言ってみれば過去からの積み上がりについては、今後の審査の迅速化とかいろいろな将来のためにとつておく、こういうシステムであるわけです。

今の段階で、特許の収入と支出が、ちょっと支出が多いくらいのところになつていて、この一千四五億円と言われております、これもある意味でこの改正を前提にした数字でもう設定しているのかかもしれません、今回の減免措置等に

よつてどれくらい減ると考えておられるのか。そして、そのことは、先ほど言われた特許を迅速に審査しなきゃいけないとか、いろいろまた事務的には頑張らなきゃいけないところもある中で、悪さをしないのかということについて確認をしたいと思います。

○中山大臣政務官 種々の合理化も含めて、何とか特別会計を回していくこととやつておられます、が、今度の減免措置の改正、これを見ますと、細かく申し上げますと、例えば審査請求料が二十万円だったものが十五万円とか、それから国際調査手数料十一万が八万円、予備審査手数料三・六万円が三万円、意匠登録料三・四万円が一・七万円。いろいろな意味でユーヤーの皆さんに大分サービスをしておりますが、長期的に見れば、やれるということで、今回は、できる限り審査請求を多く、そしてまた特許に対する思いを中小企業の皆さんにもしっかりとやつていただく、こういうことで減免措置をしたわけでござります。

○橋(慶)委員 そういつた数字を決める際には、もちろんユーヤーサイドに立つことは大事なことですけれども、当然、それでどれくらいの収入になるかということの、それなりの見通しといふのが、二十三年度の特許特別会計の数字を見ますと、さらなる問い合わせでござります。

○橋(慶)委員 さらなる問い合わせでござります。さらなる問い合わせでござります。しかし、長い目で見た場合に、いろいろやつておられるというのは当然ございます。約百五十億円、現在の見通しがござります。

○中山大臣政務官 やはり料金を見直すことによっての減収というのは当然ございます。約百五十億円、現在の見通しがござります。

○中山大臣政務官 中小企業の海外展開については、大臣を本部長に、今取り組んでいるところでございまして、やはりそこで必要なのは、海外の情報とか特許の状況とか、そういうことを必要にいたします。その内訳をちょっとと話しますと、出願費用とか弁理士費用、翻訳費用など、中小企業にとつては費用面の負担が大変大きいのと、負担軽減の二つがまず高いということになります。また同時に、深刻な状況が続く模倣被害、これについても対策が不可欠であり、進出先で特許権を取得することも非常に重要なことになつてまいりました。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。  
商標権消滅後の取り扱いでござりますけれども、これまでの考え方、商標権という占的な権利がなくなつたとしても、その商標がよく知れ

とでござります。

○橋(慶)委員 支えていくことは大体理解したんですが、その際、どんな形で応援しようかというか、例えばこんなことを頑張りなさいとか、そういう手助けというようなところはどういうお考えであるのかというところについて確認をしておきたいと思います。

○中山大臣政務官 先ほど申しましたように、出願手数料の引き下げ、今ちょっと中山政務官からもお話をございました。そういうものも予定されています。中小企業においても、今は海外出願というような形で、これは知財戦略ということでしょうけれども、やはり同時に、何かお話を聞いていますと、海外の条約を結んでいる国について日本で出願した日で出願日を確定させることができます。

そこで、そういつたことを含めて、特許庁さんとして、知財戦略の中で、こういう中小企業においての海外出願というものを支援していく、そういうメソッドのところも聞いております。

そこで、そういつたことを含めて、特許庁さんだければ、外国における審査の前さばきになつては日本で出願した日で出願日を確定させることができるとか、日本である程度特許の審査をいたります。

○橋(慶)委員 今の御答弁をお伺いします。商標法の改正でおきまして、無効審判等によりまして、商標権、いわゆるブランドの、そういうものが消滅する場合、今まで、消滅しても一年間は登録をさせないと。橋屋なら橋屋というブランドがだめだということになつたら、一年間は橋屋というブランドはだめだ、こうしたことだつたのですが、それを今回廃止いたしまして、すつかりした形にはなつたわけですが、そのことによつてどういうことになるのか、何をねらつたのか、そこだけ確認をさせていただきたいと思います。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。  
商標権消滅後の取り扱いでござりますけれども、これまでの考え方、商標権という占的な権利がなくなつたとしても、その商標がよく知れ

渡つておりますと、消費者の側から見ると、それはだれがつくっているものであるというような信頼感が残っているということがあるのではないか、そういうことを考えますと、一体それはだれがつくっているのかということについて混乱があるというようなことも考えられるので、商標の消滅後一年間を区切って、一律に、その商標と同一格好でやつていこうということで運用してまいりました。

一方で、もうこの商標権は要らないんだといつて放棄された方の分についてもなお一年間守るというような仕組みでございますので、今日のようになります。に製品のライフサイクルの短縮化が進むなど、そういう仕組みでございますので、今日のようないつた状況のもとで、早期権利化を一律に一年間させないというような仕組みはいかがなものだろうかということを考えまして、今回、この規定を廃止いたしまして、無効審判や権利の放棄等により商標権が消滅した場合には、一年を待たずとも直ちに商標の登録を受けることを可能とするという制度に変えまして、新たな方が新たな権利を取ることを懲らしむるふうに考えたわけでございます。

もちろん、他人と混同してしまうということがあつた場合には、消費者に迷惑がかかります。ただ、現行の法制度でも、他人と、どこがつくったかということの混同を生じるようなおそれがある場合には商標登録は認めないという規定は今も持つておりますので、必要な保護はこの規定により対応するという考え方で法改正を提案させていただいた次第でございます。

○橋(慶)委員 混同する場合はちゃんと守られているということで、承りました。

不正競争防止法について若干お伺いをいたしました。アクセスマートロール回避装置、私はちょっと世代的にはなかなかわかりません、マジコンといふものだそうで、マジックコンピューターを略してマジコンと。それは今までも規制されていたわ

けですが、今回、改正後の法の第二条第十号においても規制をするんだと。この辺も、済みません、私どもはどうもなかなか実態に疎いわけですけれども、マジコンの一部などいうようなものでもやはり規制をしておかなければいけないという、この辺は当然事情があつてこうされるんだと思います。具体的にどんなことなのであるかということについて確認をいたします。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の「部品一式であつて容易に組み立てることができるもの」というものの具体的なイメージあるいは例でござりますけれども、例えば、御指摘いただきましたようなアクセスコントロール回避装置でございますマジコン、マジックコンピューターでございますけれども、それを容易に組み立て可能な外部のプラスチックの部品と内部の電子部品とに分けて流通させたりあるいは輸入したりという形の例が挙げられております。

こういった場合には、完成品ではなく、組み立て可能な部品に分割して一式で取引するということをございますので、こういった組み立てキットのような取り引につきましても、脱法的な行為を防ぐという観点で規制の対象といたしまして、対策の実効性を強化することが必要だと考えた次第でございます。

○橋(慶)委員 そうすると、やはり、プラモデルのように自分で組み立てて使える、そういうものは困る、そういうことでそれも規制するということとであります。

続きまして、営業秘密の内容を保護しなければならない刑事訴訟手続ということで、これは、営業秘密侵害罪の裁判におきまして、当然、裁判で特定させることとなる事項、例えば、ヨーグルトならヨーグルトというものを、AならAということで読みかえていく、そうやってやるわけですけれども、それを上手にやらないと、そこに何が入るかわかつちゃうとか、そういうことになるけれども、読みかえていくと、せつかく改正したことが、実務上、それは裁判記録を丹念に見ればわかつちゃうということになつては大変意味がないことになると思うわけですね。

そこで、これはどうしても、この法はこうつながつた、しかし、裁判を運用していく上では、関係者がみんなこのことについて認識を一にして、

きまして、マジコンの「部品一式であつて容易に組み立てることができるもの」ということについても規制をするんだと。この辺も、済みません、私どもはどうもなかなか実態に疎いわけですけれども、マジコンの一部などいうようなものでもやはり規制をしておかなければいけないという、この辺は当然事情があつてこうされるんだと思います。

具体的にどんなことなのであるかということについて確認をいたします。

○海江田国務大臣 一つは、平成二十二年度に発行しましたものづくり白書において、約一八%の企業が、国内において技術流出と思われる事象があつたと回答しております。もう一つは、平成二十年になりますけれども、企業を対象に行つた調査で、実際に企業秘密の漏えいを経験した三百社以上の企業のおよそ七七%が、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための措置を設けられたと回答しております。

こうした状況にかんがみれば、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための措置が必要となる事件は相当数存在しているという認識でございます。

○橋(慶)委員

個々の事件が幾つか難しいでしようが、そういう希望ということが、七七%のアンケート調査ということであれば、これを手当でする実益が強いということであろうと思います。

しかし、この法の趣旨を実際に実務で貫徹させるということを考えた場合には、法で規定されて

いる「営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項」、例えば、ヨーグルトならヨーグルトというものを、AならAということで読みかえていく、そうやってやるわけですけれども、それを上手にやらないと、そこに何が入るかわかつちゃうとか、そういうことになるけれども、読みかえていくと、せつかく改正したことが、実務上、それは裁判記録を丹念に見ればわかつちゃうということになつては大変意味がないことになると思うわけですね。

そこで、これはどうしても、この法はこうつながつた、しかし、裁判を運用していく上では、関

係者はみんなこのことについて認識を一にして、あるいは言つてみればスキルアップしていかないといふこと、本当の意味で秘密保護にはならないんじゃないかな、こういうことを思つてあります。

この辺、事前準備、この法案が通るということを含めて、当然、経済産業省さんとどまらないわけですから、ほかの関係の皆さん方の準備の状況についてお伺いをしたいと思います。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、今回の改正により設けられた制度が適切に運用されるためには、訴訟関係者や被害企業において十分な事前準備などをする必要があります。

今回の改正法案を検討する過程で、経済産業省と法務省が共同で開催した営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会には、最高裁判所や最高検察庁からも委員として参画していただきございました。その議論の中でも、関係機関の連携の重要性が強く指摘されました。それを踏まえて、今後、関係機関の適切な連携を図っていくものと考えてございます。

経済産業省もいたしましては、今後速やかに、

検察官に対して行われる秘匿の申し出のやり方と法務省が可決、成立されればございますけれども、本制度の円滑な運用に資するよう、営業秘密管理指針の改定などを通じまして、被害企業から

法務省が可決、成立されればございますけれども、本制度の円滑な運用に資するよう、営業秘密

最高検察庁からも委員として参画していただき

ござります。その議論の中でも、関係機関の連携の重要性が強く指摘されました。それを踏まえ

て、今後、関係機関の適切な連携を図っていくものと考えてございます。

○橋(慶)委員 ありがとうございます。

その方々をどういうふうに守るかということもあるし、それを実際裁判の中で取り扱う検察官、そ

の周知を関係者に図つてしまいりたいと考えてございます。

そこで、これはどうしても、この法はこうつながつた、しかし、裁判を運用していく上では、関

係者はみんなこのことについて認識を一にして、

時間をおいてながら、順調にいよいよ最後に入つくるわけですが、福島第一原発関連のこと

ろへ戻つてまいりたいと思います。

登録をいただいた方では、富山県、私と同郷であります熊谷部長さんの出番はどうやらなかつたようでありますけれども、これはどうかお許しをいただきたいと思います。

それでは、福島第一原発関連を四問聞かせていただいて、終わらせていただきたいと思います。

す。水のバランスの話、汚染水の処理の話など、今申し上げました全体の動きとあわせまして、個別に安全性の確認あるいはその実施状況などを御報告しつつ、またあわせて、安全委員会からも御意見、御助言をいただきながら、全体として進めているわけでございます。

今後とも、原子力安全委員会と連携しながら、その道筋の実現に向け、またロードマップの実現に向けて対応してまいりたいと考えているところでございます。

す。それ以降はスムーズに事が運んでいると認識をしております。

云々とか、こうなつてきますと、一つの想定として、海外で、例えばこういうことがあつて私は迷惑したという、風評被害等を理由として訴が起きないとはだれも言えないということあります。

そういう一つの条約を特に締結していないというよう  
なことであれば、そこは必ずしも一律にこうであ  
るということはないかと承知してございます。  
**○橋(慶)委員** 外務省さんのなかなかわからな  
い答弁になつていくんですが、一律に言えない。  
まず、今、日本はそういう条約には入つていな  
いんですね。

というのは果たしてそれはカバーされるのかどうか、そういう問題で、このことを結構経済界の方は心配をされている、こういう意味なんですよ。まず、審議官さんに遡及するかどうかということをお答えいただき、大臣からは、これからどうしようかということをお答えいただきたいと思います。

には特殊な影響は与えていないということだと申いますが、確認だけして、終わります。

○海江田國務大臣 これも、私はかねて、かなり心配をしまして、イエス、ノーじゃありませんで、少し正確にお答えをいたします。

実は三号炉の中には、五百四十八体、燃料がございました。そのうち、MOX燃料が三十二体で

本気で、自国の市場の開放をする決意をしたのかどうか、この辺はよくわからないところであります。

○武蔵政府参考人 原子力賠償に関する条約については、パリ条約とかウイーン条約あるいはC S C、そういう三つの系統が存在しますけれども、

○武蔵政府参考人 那瀬及とということに關しまして  
　　言ふと、この条約が仮に発効して、締約した場合  
　　に、同条約が適用されるかということについて

ござります。ですから、およそ五%くらい。そのほかの号機というのは大体五百体ぐらい入ってますけれども、五百体のうち、これが燃えます。

いをさせていただきます。

そういうしたものについて、日本は現在入っておりません。これについてはいろいろ問題がございまして、裁判管轄権の集中にかかわる問題ですとか、そういうたさまざまな内容を含んでおりますので、そういうことで、すべての利益、不利益、こういったものを十分に検討して判断していく必要があるというふうに考えております。

は、条約に明文上の規定がございませんので、我が国は締約国でないでの、現時点で確定的に解釈することは難しいですけれども、ただ、一般論として申し上げますと、条約というのは不適用が原則でございますので、既に発生した原子力事故に關して、同条約が遡及適用されるとの解釈をとるのは難しいというふうに考えてございます。

と、一%ぐらい、やはりブルトニウムが出るんですね。

ですから、その意味からいうと、ブルトニウムは出ておりますけれども、それが一体どこに由来をするものということは実はわからないというのが現状でございまして、特別に、この三号炉がブルトニウムが出ているから何か問題があるという

をするかということに注目をしていたわけでござりますが、会議の中のやりとりというのは、お互い外交上の件でもござりますので御紹介申し上げませんが、最後に共同会見を行いました。その共同会見の中で、実は温家宝総理が、ことしの年末までに三カ国（中日韓）のFTA産官学共同研究を終了させることに賛成し、来年交渉をスタートさせること

先般 参議院外交防衛委員会で外務大臣の方からこれに関して答弁がございましたけれども、御紹介いたしますと、国際的な枠組みの加入について現段階で進めるという状況にはなつてているとは必ずしも思いませんけれども、これを進めるという認識については、私自身も持たなければいけない、このように思つております、しかるべき時期に早急に取り組んでいきたい、このように思つております、このように外務大臣からも答弁しているところでございます。

○海江田国務大臣　この件につきましては、私もかねてから大きな関心を持っておりまして、外務大臣ともいろいろお話をしているところであります。

ただ、余りそれ以上申し上げますといろいろな差しさわりがございますので、大きな関心を持つて大臣間で協議をしているということだけはお伝えをしておきます。

○田中委員長　大臣、早急に準備をする必要があるだろうということなんですが、その辺についての答えもしてください。

○橋(慶)委員 ありがとうございました。  
○田中委員長 以上で橋慶一郎君の質疑は終了いたしました。

次に、稻津久君。

○稻津委員 それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

法案の案件の審議に関して、ます、知的財産保護のための国際社会とのかかわり方についてとということをテーマにして質疑をさせていただきたいと思います。

を目指すことも贅成をするとわざわざ言及をいたしましたので、私は、中国もそのつもりになつたまつたので、私は、そういう判断をしております。

ただいた方がいいと思います。  
もう少しつかりやすく言うと、入ってはいいの

○海江田国務大臣 まさに早急に準備をする必要  
がございます。そういう意識を持つて協議をして

最初は、日中韓のFTA締結交渉についてとい  
うことでござります。

とを申し上げておきたいと思います。  
次回多ります。

SC 条約というのを今言われたのですが、これがアメリカ、ルーマニア、アルゼンチン、モロッコ、あと一ヵ国入ると発効するんですよ。ではそれに今入つたら、今入つたって三月十一日の事象で裁判管轄権が向こうへ行っちゃうんじゃないかな、そこでクラスアクションとか起こされたらとんでもないことになるんじゃないのか、だから早くこれは入つた方がいいと。

○橘(慶)委員 最後になります。これもイエス、  
ノーで多分お答えできるというふうに事前に聞い  
ていますので、一応確認だけさせてください。  
福島第一原発三号機 これは 昨年十月二十六  
日、ブルサーマル運転を始めております。ブル  
サーマル運転ということであれば、ブルトニウム  
をMOX燃料に加工して軽水炉で使用するとい  
うことになりますけれども、このことは今回の事故  
になります。

今月の二十二日に行われました日中韓の首脳会議で、日中韓FTA締結交渉のいわゆる準備段階議事であります産官学の共同研究、これを本年中に終了させるべく加速化をすることと一致をした、このように承知をしております。この合意が額面どおりであれば、非常に意義のある、大きな話だとうふうに思います。ただ、中国がこれまで主要な工業国と一切FTAを締結していないというところがありまして、そうしてきますと、その中国が

次に和議論を述べます。次は、先ほど一部御議論もありました、重複しますけれども、確認の意味も含めてお伺いをさせさせていただきたいと思います。中国における模倣品、海賊版問題の現状分析ということについて伺わせていただきたいと思います。

まず、我が国のソフト産業、これは御案内の通り、その製造あるいは組み立て等多くの生産工程が中国を初めとする周辺各国に移管されているという現実があります。国際的な分業体制が進

展するということは、進出先の技術的な能力の向上など、相手国にとつても非常にプラスになる一面、ソフト産業などではいわゆる模倣品ですとか海賊版が発生するというマイナス面もあるわけでございまして、特に中国の市場は、日本製品を含めて先進国製品の模倣品が横行しているということがあり、知的財産権、とりわけその中核であります特許権の保護に対する挑戦が続いている、このようには私は承知している次第でございます。

中国における政治的、経済的リスク、これはいわゆるチャイナリスクと言われておりますけれども、特許庁の二〇〇九年度、模倣被害調査報告書を見ましても、二〇〇九年度、模倣被害を受けた国としてやはり中国が第一位、約六六%、このようになつておるところでございます。

この報告書を見れば、近年、両国間で官民あわせて多くの取り組みをしていること、また強化もしているということはわかります。その上で、このような取り組みによつて現状は改善に向かっているのか、それとも、ますます巧妙化していく悪化の方向に向かっているのか、この点についての現状分析をお伺いさせていただきたいと思います。

〔委員長退席、北神委員長代理着席〕

○海江田国務大臣 委員は、特許庁の模倣被害調査報告書を引用されました。確かに、二〇〇九年度で六五・九%、その前の二〇〇八年度が六二・〇%でござりますから、ふえてるといふことで、今、その後のデータはございませんが、ふえてるといふのは、基本的に日本の企業の中国への進出がふえていく、それに伴つてこうした模倣品や海賊版もふえてるといふことでござりますから、その傾向は減少していると考えられるデータは残念ながらまだございません。

しかし、この問題に対しまして、日本政府は、官民合同訪中代表団の、これは二〇〇二年からたしか七回ほどでございますが、派遣をしております。あるいは、政府間の協議でもしっかりとこの問題を指摘しているところでございます。中国政

府も、この問題を重視しまして、知財関連法の改正や知財権侵害の摘発強化を実施しています。中國行政当局による摘発件数は増加傾向にあるなど、一定の改善が見られています。ただ、先ほどもお話をしましたが、日本の企業が、進出をしている企業の数が多くなる、それに伴う件数というのも恐らくふえてることが思料されますので、今後も、引き続き、この官民合同訪中代表団あるいは政府間協議などの場を通じて、この問題に対して改善方を中国に求めていくところでございます。

○稻津委員 中国への進出が進んでいかば、当然、こうした比率も高まつていくんだということになって、その上で、今、その対応についての一部御答弁もありました。

そこで、今度は、我が国の方から中国に対しても、働きかけをどうしていくのかということについて、確認の意味も含めてお伺いをさせていただきたいと思います。

中国の市場で横行している模倣品については、完全に違法であるというもの、それから中国の国の中ではこれは違法でないよ、こうされているものがあるというふうに認識しております。前者の

方につきましては、これは中国当局の取り締まりを強化、徹底していく、これである意味では事足りる話ですけれども、後者の問題については、知的財産あるいは特許についての考え方、規制の方法など、中国政府と我が国との経済協議の場を通して好意的な国を募つて、その上で自主的な枠組みをつくつて、多数の国との間の条約と、このように認識をしているところでございます。

○稻津委員 その努力とあわせて、私は、このACTAについて、チャイナリスクをとつていく

ためにはある意味大変大事なポイントかと思つておりますので、この点についても申し述べさせていただきます。

○稻津委員 しかし、一部の国においては、政府がいたずらに独自のセキュリティ認証の導入ですか國産

の技術採用等に走ることによりまして、IT機器や設備の自由貿易を阻害するおそれが出てきて

る。特に中国とインドにおいては、日系のメー

カラーが非常に困難な場面に直面している、このようにも聞いております。

○中山大臣政務官 中國の方は、二〇一〇年の五月からITセキュ

リティー製品のいわゆるソースコード開示を義務づけたということでございます。しかし、日、米、ヨーロッパでは連携をしてこの制度の再考、撤回を求める要請の中で、政府調達に限り適用になつたと承知をしております。

○稻津委員 ただいまACTAのことについて言及がありました、ACTAは、昨年十月の東京会合における大筋合意の後、本年五月一日からACTA参加国の署名のため開放されております。今後は、ACTA参加各國が署名、批准の手続を進め、批准国数が六カ国に達したときにACTAが発効することになると思います。

一方で、インドの問題です、インドは、昨年七月に、インド国内の携帯電話の基地局に、新規参入する際はソースコードの提示を義務づけるこのように通達をされました。現在、日本とアメ

は、製品の一部分のデザインについて権利を保護する法制度が整つていないこともございません。ですから、こうした問題が現在も発生をしておりますし、このまま放置をしておきますとこれまでからも発生をすることになりますので、今御指摘のような日中韓FTAの交渉開始ということも一つの手法でございますが、これは交渉のスタートを待つてということではありませんで、二国間の交渉などを通じてしっかりと日本側の立場を主張していかなければいけないと思っております。

○稻津委員 ザひ積極的な取り組みをお願いさせていただきたいと思います。

そこで、次に伺うのは、先ほども議論がありましたが、模倣品・海賊版拡散防止条約、いわゆるACTAについてでございます。

昨年の十月、このACTAの交渉が、交渉開始から二年四ヶ月で大筋合意、このように承知をしております。このACTAについては、WTOなどの既存の枠組みに頼ることなく、また、地域的な制限がなく、全世界から知的財産権保護に関し

て好意的な国を募つて、その上で自主的な枠組みをつくつて、多数の国との間の条約と、このように認識をしているところでございます。

○稻津委員 この知的財産保護に向けた国際的な取り組みとして、早期の署名、批准が望まれるところでありますけれども、発効に向けての見通しがどうであるのか。あわせて、現状、中国はこの条約の交渉に参加していないということについて、今後、我が国としてこのところも働きかけていく必要があると思いますけれども、この点について御答弁をいただきたいと思います。

○中山大臣政務官 ただいまACTAのことについて言及がありました、ACTAは、昨年十月の東京会合における大筋合意の後、本年五月一日からACTA参加国の署名のため開放されており

ます。今後は、ACTA参加各國が署名、批准の手続を進め、批准国数が六カ国に達したときにACTAが発効することになると思います。

一方で、インドの問題です、インドは、昨年七月に、インド国内の携帯電話の基地局に、新規参入する際はソースコードの提示を義務づけるこのように通達をされました。現在、日本とアメ

リカ、ヨーロッパの反発を受けて、通達の実施を凍結あるいは改定案を検討中と聞いております。

そこでお伺いをさせていただきたいのは、外国におけるソースコードの開示義務が企業にとってどのような不利益をもたらすのか。また、インドのことですけれども、インドにおける改定案の進捗状況はどのようになっているのか。二点、お伺いさせていただきたいと思います。

○松下副大臣 今の委員のお尋ねの件につきましては、委員を初めて多くの議員や関係者から関心と強い懸念を示されております。我々も大変心配しております。

製品のソースコードというものは、これは企業にとって重要な知的財産でありまして、いわば製品の詳細な設計情報そのものであります。ですから、ソースコードの第三者への開示というのは、メーカーの競争条件を悪化させたり、製品のセキュリティ上の信頼性を低下させるおそれが極めて強いと心配しております。

御指摘のインドの制度は、我が国企業を含む外国メーカーにとつても事実上の貿易障壁となつております。可能性が非常に高いというよりも、なつております。欧米とも連携しながら改善を働きかけているという状況でございます。

これを踏まえて、インド政府は、規制強化案を今一たん凍結しました。規制案の見直しを行つておるというふうに認識をしております。

今後とも、状況を注視しながら、いろいろな場面で適切にしっかりと対処していきたい、こう考えております。

○稻津委員 このソースコードの開示について

は、今後、ブラジルも同じように導入を検討されている、このようにも聞いております。結局、どこの力国でもこの制度を導入して、それが前例になつてしまふと、これは大変困ることになるだろう、こう思つております。私は、ここはしっかりと注視していく必要があるだろうと思ひます。

○稻津委員 このソースコードの開示について

たゞきながらも、我が国としても切り込んでいくという姿勢が非常に大事だと思っております。そのことを申し上げさせていただきたいと思います。

法案に関係する審議はこの辺で一たんとめさせさせていただきます。

まず初めに申し上げたいことは、これはきょうまでお伺いをさせていただきたいと思います。

そういう意味では、IT製品のセキュリティ

確保のために国際相互認証の枠組みがあるというふうに聞いておりますけれども、日本を始め六ヵ国が参加しているこの枠組みの概要とともに、今後、新興国などの各国に参加を働きかけていく必要があるかな、私はこのように思つておりますけれども、この点についてのお考えをお示しいただきたいと思います。

○松下副大臣 委員御指摘のとおりだと。同じ上俵に立つております。

CCRAと略称しています、今委員御指摘のそ の枠組みですけれども、これは、各國の第三者認証機関がIT製品のセキュリティを認証する基準を統一化して、認証の効果を加盟国間で相互に有効とするものでございます。これによりまして、メーカーは、外國当局への、いわゆるソースコード、情報そのものですけれども、その開示を行わざともセキュリティが確保された製品を提供できることとなるところでございます。我が国としても、他の加入国とも連携しつつ、同枠組みにまだ加入していない新興国がござりますので、加入を働きかけていきたいと考えております。

インドは既に新興国として加入済みでございます。すけれども、御指摘のよう、中国、ブラジル、ロシア、ベトナム、タイといった国々がまだ入っていないで、これはいろいろな場面で、バイラテラルに、あるいはいろいろな国際会議の場を通して、しっかりと我が方の主張をしながら入っていただこうように働きかけております。

○稻津委員 ぜひ協調すべきところは協調していくべきよろは、その上で、いわゆる警戒区域への一時帰宅について数点お伺いさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、一時帰宅についても順次始まつてまいりまして、きょうも一時立ち入り、一時帰宅ということで進んでいると思うんですけども、実は、一点だけ申し上げますと、私は、原子力災害現地対策本部の一時帰宅の実施要項を見

思いますけれども、東京電力が、第一原発の一号機への海水注入は、結果として中断はなかつた所長の判断で実はやつておりました、注入しておきました。こういうことが報道されました。

ふうに聞いておりますけれども、日本を始め六ヵ国が参加しているこの枠組みの中でも、いく必要があるかな、私はこのように思つておりますけれども、この点についてお考えをお示しいただきたいと思います。

○松下副大臣 委員御指摘のとおりだと。同じ上俵に立つております。

CCRAと略称しています、今委員御指摘のそ の枠組みですけれども、これは、各國の第三者認証機関がIT製品のセキュリティを認証する基準を統一化して、認証の効果を加盟国間で相互に有効とするものでございます。これによりまして、メーカーは、外國当局への、いわゆるソースコード、情報そのものですけれども、その開示を行わざともセキュリティが確保された製品を提供できることとなるところでございます。我が国としても、他の加入国とも連携しつつ、同枠組みにまだ加入していない新興国がござりますので、加入を働きかけていきたいと考えております。

印度は既に新興国として加入済みでございます。すけれども、御指摘のよう、中国、ブラジル、ロシア、ベトナム、タイといった国々がまだ入っていないで、これはいろいろな場面で、バイラテラルに、あるいはいろいろな国際会議の場を通して、しっかりと我が方の主張をしながら入っていただこうように働きかけております。

○稻津委員 ぜひ協調すべきところは協調していくべきよろは、その上で、いわゆる警戒区域への一時帰宅について数点お伺いさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、一時帰宅についても順次始まつてまいりまして、きょうも一時立ち入り、一時帰宅ということで進んでいると思うんですけども、実は、一点だけ申し上げますと、私は、原子力災害現地対策本部の一時帰宅の実施要項を見

ましたけれども、実は、これは一時立ち入りのスケール、要項ということです。

何が違和感があるかというと、被災者の側に立つてない、そういう姿勢がにじみ出でくる。何も、私は、一時立ち入りと一時帰宅のことを取り上げて、文言をとらえてどうこう言う筋のものではありません。しかし、警戒区域に一時的に入るんだから一時立ち入りだろう、こういうことで

この新聞報道を見ますと、実際には、海水注入については、総理から了解が得られていないといふ連絡があつて、総理の判断がないからできないう、そういう空気を伝えて、テレビ会議で、一たん中断しようと、本店と所長が協議の上合意したことですね。

ところが、その合意したはずの所長が、なぜ勝手にというか判断でこの継続を決めたのか。官邸の指示にある意味では従わなくて注水を継続したことなどがどうなのかということがまず一つあります。

そしてもう一つは、これは実際に東電の方からの、武藤副社長の声ですけれども、原子炉を冷やす技術的判断は妥当だった、報告が今日になつたことは残念だと。他人事のようなく、全く真摯な対応になつていません。

このことは、きょうここで議論するつもりはありませんけれども、別な機会にしつかり徹底的に議論させていただきたい、ただすべきところはしっかりとただしていきたい、このように思つております。

きょうは、その上で、いわゆる警戒区域への一時帰宅について数点お伺いさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、一時帰宅についても順次始まつてまいりまして、きょうも一時立ち入り、一時帰宅ということで進んでいますので、非常に暑い。そして、暑さに向かっていつて、非常に着づらい、動きができないというところもありまして、これをセバレーントしたり、眼鏡とフードがありますと視野が狭くなりますが、そこをもう少し広くするような仕組みにしたり、いろいろ工夫を重ねながら努力をしております。

また、透明の袋をお渡ししているんですけれども私が一時立ち入りというふうに触れてしまいました。

も、黒い袋にした方が中が透けて見えなくていいということ、細かいことも配慮しながら一つ丁寧に進めております。何よりも健康管理をしっかりとやつていくことで、追跡調査も含めてしっかりとやつていきたい、こう考えております。

全体が二万七千世帯、二十キロ以内に住んでおられる方たちは約七万二千人でございますので、その中から希望者を募りながら、恐らく二万世帯ほど、五万人近くになると思思いますけれども、これから長い夏に向かつて、とにかく丁寧に、そして慎重に、真剣にやつていきたい、こう考えております。

○稻津委員 対象が九力市町村にわたっているということで、今お話をありましたように、大変多くの方々が該当になります。

その上で、お聞かせいただきたいんです。

政府の被災者支援に向けた工程表のことなんですが、それでも、避難住民の方々の一時帰宅を七月いっぱいまでには一巡させる、このように計画がありましたけれども、私は、現状、新聞報道等を見ておりまして、これはほとんど無理だろう、これはもうこの段階から計画の変更をせざるを得ないだろう、こう思いますけれども、どうですか。

○松下副大臣 七月いっぱいに一巡回を終わりたところを考えております。大変困難が伴つことは十分わかつておりますけれども、強い希望もござりますので、我々がしっかりと準備を整えて、そして多くの人たちの理解と協力を今いただいておりますので、しっかりととなし遂げたい、こう考えております。

今、そろりと、四台から五台ほどのバスで予演習的に第一回目から始めましたけれども、これからは、二十五台あるいは五十台を超えるバスを、それぞれの地点をつくつて、恐らく同時に

ずっと入つていて、とにかく七月の中には、不自由をかけている皆さん方にぜひも必需品は持つしっかりやつていくことで、追跡調査も含めてしまつかりやつていきたい、こう考えております。

○稻津委員 私は決意発表を聞いているんじやなくて、七月までに一巡をするということを今改めて御答弁されましたけれども、先ほどお話をあつた五万人希望されると推定される方々の、一体何人がこの七月の中までに一巡ということで考えていいらっしゃるんですか。

○松下副大臣 今、コールセンターや各役場でそれぞれ希望をずっと募つておりますので、今のこところは一万八千世帯、約三万人強の人たちが入りた

いという希望をとらえております。

これはもう少しふえていくかと思いますけれども、とにかく全力を挙げて一巡はなし遂げたい、こう考えております。

○稻津委員 あえてこれ以上のことについて触れませんけれども、本当の意味で実効性のあるものを目指していただきたいと思うんです。そのことを強く申し上げたいと思います。

○松下副大臣 準備に大変な時間がかかります。これから毎日運行して、このオペレーションを実行します。事前の準備、百人から三百人ほどを動かしますけれども、一人一人におりる場所と、乗つていただく場所の図面、地図をお渡しして、一人一人に線量計、トランシーバー、そして必需品の袋をお渡ししながら、医療関係の態勢もしっかり整えながら、百二十人から百三十人ほどの人たちもそのサポートとして入つておりますので、とにかく暑い夏に向かつて大変な労力もかかりますけれども、やり遂げたい、こう考

えています。

○稻津委員 時間が来ましたので簡潔に終わります。すけれども、一時帰宅された方々からどのような意見を伺つて、その問題点の解消のためにどう対応するのか、ということを指摘も含めて伺いたいと思います。

一つは、多くの寄せられている声の中では、滞在の二時間というのは余りにも少な過ぎるということ。それから、先ほど御答弁いただきましたけれども、一世帯当たり七十センチ四方のビニール袋じゃ、本当に持つて帰りたかったものも持つて帰れなかつたと。これは相当厳しい声が寄せられていますよ。それからもう一つ、次の帰宅の時期はいつになるのか、こういう声もあります。もちろん、今回行つた方々については、まだ行っていませんけれども、二巡目、三巡目、さらに改良を加えなが

ら、避難している人たちの希望がかなつていくよ

うに、危険地域の中の状況もしっかりと把握しながら、やっていきたい、こう考

えています。御趣旨はよくわかりますので、しっかりと直接は触れておりませんけれども、

そういうことを考えていつたときに、ぜひこういった希望をとらえております。

これは今さら言つてもしようがないんですけども、改善されたことだからこれはこれでいいと思

うんですが、冒頭申し上げましたように、避難をしなさいということで実際に避難されている方々の立場に立つて物事を決めているのかどうか、ここは大事だと思います。例えば、当初は、防護服着用中は一時帰宅する際はトイレを認めないと、いうことも実際にこれには書かれておりました。今は、自宅内だつたら防護服を脱いで用を足すことも認めた。それから、自己責任で立ち入るという同意書を皆さんに書かせた。これは、皆さんから非常に違和感があるといふふうに聞いております。

私は、こういうことを踏まえて、ぜひそうした

年ぶりというこのことなので、本当は、我々野党の希望としては、しっかりと審議時間をとつて法改正の内容について徹底的に議論した方がいい、そういう考え方でございましたが、残念ながら、参議院の審議は、震災の渦中ということも理由でございました。ですから、それぞれ三年ぶり、二

てあります。

第一番に考えることは、まだ危険地帯に入つて帰つてもうということは全力を挙げてやり直さなければ、一世帯当たり七十センチ四方のビニール袋じゃ、本当に持つて帰りたかったものも持つて帰れなかつたと。これは相当厳しい声が寄せられていますよ。それからもう一つ、次の帰宅の時期はいつになるのか、こういう声もあります。もちろん、今回行つた方々については、まだ行っていませんけれども、二巡目、三巡目、さらに改良を加えなが

ら、避難している人たちの希望がかなつていくようになります。

そこで依然として線量の高い地域もあるということを含めますと、やはり余り長い時間の滞在も健

康上からいつて問題があるという御指摘もござい

ます。つまり、これは、今とにかくこれでやりますけれども、二巡目、三巡目、さらに改良を加えなが

ら、避難している人たちの希望がかなつていくようになります。

そこで依然として線量の高い地域もあること

を含めますと、やはり余り長い時間の滞在も健

康上からいつて問題があるという御指摘もござい

ます。つまり、これは、今とにかくこれでやりますけれども、二巡目、三巡目、さらに改良を加えなが

ら、避難している人たちの希望がかなつていくようになります。

そこで依然として線量の高い地域もあること

を含めますと、やはり余り長い時間の滞在も健

康上からいつて問題があるという御指摘もござい

ます。つまり、これは、今とにかくこれでやりますけれども、二巡目、三巡目、さらに改良を加えなが

ら、避難している人たちの希望がかなつていくようになります。

そこで依然として線量の高い地域もあること

を含めますと、やはり余り長い時間の滞在も健

康上からいつて問題があるという御指摘もござい

ます。つまり、これは、今とにかくこれでやりますけれども、二巡目、三巡目、さらに改良を加えなが

ら、避難している人たちの希望がかなつていくようになります。



していると指摘されている問題について、二つの点で、再審による紛争の蒸し返しということについては、再審の制限という制度的手段をすべきである、あるいは無効審判のさらなる審理の迅速化等進行調整の運用の改善を図るべきである、そういうことがなされれば現行どおり両ルートの利用をするということではないかというのが、産業構造審議会の今回お出しいたいた結論でございます。

その意味で、私どもいたしましては、まずここでうたわれている再審制限導入という制度の改善をお願いしているわけでございますけれども、このほかに、先ほど申し上げましたように、我々行政サイドあるいは司法サイドともども運用の改善を図らなければならないという宿題もいただいております。その二つのことができれば今のままでよいのではないかというのが産構審の答申でござりますので、今、法律を通していただいて、再審の制限というのがどのように運用されていくのか、あるいは我々に宿題として課された運用の改善というのが実を結んでいくのか、しっかりと努力をしていく必要がございますし、その中で、このダブルトラックの問題についてどう考えていけばいいのか、引き続き我々は努力をしながら考えていかなければいけない問題である、このように認識をしているところでございます。

○佐藤(茂)委員 我々も、この経済産業委員会にいる立場として、今回の法改正で蒸し返しの問題が実効性をどこまで上げるのか、さらに、もう一つ言われた運用の改善についても、本当にこれらどう努力されていくのかということについてはしっかりと見届けていきたい、そのように思いました。

今回、改正点で指摘されたんすけれども、現行の特許制度では、特許料及び割り増し特許料の

追納期間等の限られたものを除いて、期間徒過後は、救済手続というのを基本的に設けられていないんですね。

また、特に、今回の部分でさわっていますが、外国語書面出願の翻訳文であるとか外国語特許出願の翻訳文の提出手続については、期間を徒過した場合の救済手続が設けられていないということがございます。

もう一つは、特許料等の追納期間に関する救済についても、救済が認められる要件が欧米と比べても非常に厳格であつて、実質的な救済が图られていませんといふことが指摘をされていただけでございますが、今回の特許法改正において、そういう期間徒過の問題について、救済手続をどのように図られたのか、その内容についてお尋ねをしたいと思います。

○中山大臣政務官 今佐藤委員が言われた項目、一応全部緩和をしていく、こういうことでござります。

ユーチャーがどういうことを考えているか。やはり、自分たちが特許を取つても、何か、今回の災害みたいなときにおくれてしまつたとか、いろいろなことがあります。ですから、取つた権利が簡単に奪われないよう、委員のおつしやつたとおり緩和をするということでございま

す。それでは合意のしやすい手續面だけでも先に合意をしようかといつて、できましたのがこのP.L.T.でございます。その意味では、P.L.T.の方向性は私ども大変正しいことだと思っておりますけれども、現状は、発効はいたしましたけれども、我が国を初め米国、中国、韓国、欧州、ドイツ、カナダといった特許の主要国は、まだ残念ながらこのP.L.T.には入つてございません。それは、主要国は、今申し上げましたように、まず中身の議論を先に進めしていくことが大事だと考えていて、そちらの議論に注力をしているということ、あるいはP.L.T.に入るといったとしても、いろいろな制度を直さなければいけませんので、非常に率直に申し上げますと、特許制度ができるばかりの国はゼロからP.L.T.に合わせて制度をつくればいいので入りやすいのですけれども、長年の歴史を持つてあるところは直すコストが大きいというような要素もあるうかと思います。

それは先ほどの認識と全く同じ立場でございまして、今は、東日本大震災によって、被災地域だけではなくて全国的に景気が停滞して、産業の競争力というのは弱体化しているんですね。そのときに、これからもう一度復興に向けて産業に力を入れてもらおう、知財についてももっと力を入れてこう、そういう姿勢をやはり政府として示すべきではないか。

他方で、救済の方策につきましては、P.L.T.といふのは一つの準拠するべきものでございますので、P.L.T.にどう入つていくかということとは別に、P.L.T.の中身をしんしゃくしながら制度をどうつくっていくかという問題もあわせてあるもの

えておられるのか、まず経済産業省の考え方をお聞きしたいと思います。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のP.L.T.でございますけれども、これは、企業の国際化が進んでくる中で、各国、区々分かれる制度のままではいけないのではないか、したがつて制度の調和を図つていくべきだというのが一つ大きな流れとしてござります。それはP.L.T.では救済の対象になつてゐるのですけれども、その期間が過ぎてしまえば特許にならないわけでありますので、実は、ユーチャーの意見がまとまらなかつたために救済の拡大ができなかつたようなこともあつたわけであらましても、審議会で議論いたしましても、ユーチャーの意見がまとまらなかつたために救済の制度の調和を図る際に、実質的な制度の中身の調整を図るとともに、手續の面でも調整を図つていくべきだという考え方でございます。ただ、より重要なのは、中身、実質でございまして、きょう大臣からも御答弁申し上げましたよう、国際的な実質的な中身の調和の努力が非常に大事になつてきております。

ただ、なかなかこれは時間がかかりますので、それでは合意のしやすい手續面だけでも先に合意をしようかといつて、できましたのがこのP.L.T.でございます。その意味では、P.L.T.の方向性は私ども大変正しいことだと思っておりますけれども、現状は、発効はいたしましたけれども、我が國を初め米国、中国、韓国、欧州、ドイツ、カナダといった特許の主要国は、まだ残念ながらこのP.L.T.には入つてございません。それは、主要国は、今申し上げましたように、まず中身の議論を先に進めしていくことが大事だと考えていて、そちらの議論に注力をしているということ、あるいはP.L.T.に入るといったとしても、いろいろな制度を直さなければいけませんので、非常に率直に申し上げますと、特許制度ができるばかりの国はゼロからP.L.T.に合わせて制度をつくればいいので入りやすいのですけれども、長年の歴史を持つてあるところは直すコストが大きいというよ

うな要素もあるうかと思います。

それは先ほどの認識と全く同じ立場でございまして、今は、東日本大震災によって、被災地域だけではなくて全国的に景気が停滞して、産業の競争力といふのは弱体化しているんですね。そのときに、これからもう一度復興に向けて産業に力を入れてもらおう、知財についてももっと力を入れてこう、そういう姿勢をやはり政府として示すべきではないか。

そういうことからいふと、平成十六年の四月に二倍に引き上げたものを、今回二五%カットではまだまだ高いんですよ。やはり、以前の、平成十六年の四月レベルに戻すために五〇%引き下げと



うち、稼働しているのが十九基で、三十五基が定期検査も含めてとまっているわけです。何が問題かというと、定期検査に入った原発が東日本大震災後一基も運転を再開していない、そういう現状があるわけです。これは、定期検査終了後の再稼働には法的には地元の同意は必要ないんだけれども、電力各社は地元住民の不安に配慮して再稼働できないという現状がある。このままいくと、定期検査はこれからさらにされていきますから、国內に五四あるといつても、三月には原発がほぼすべて停止してしまう可能性も否定できないということを言っている人もおります。

ですから、私は、ぜひ政府として努力してもらいたいのは、五月十六日に、原発立地自治体の知事らの首長でつくる原子力発電関係団体協議会に求めることで一致されたそうですけれども、今までお聞きしていると、政府としては、浜岡原発はだめだと言つたけれども、浜岡原発以外は非常用電源の多重化などの緊急安全対策によつて安全性に問題はない、そういう立場でおられるんですね。しかし、地元の自治体は、浜岡をとめているのになぜ自分のところの原発を動かすのかということについて、地元自治体が納得できて、住民に説明できるよう、そういう安全性を判断する基準、安全基準を政府で取りまとめて提示すべきだということを強く言われているんだと思うんです。

私は、経済産業省としても、そういう声を無視するのではなくて、安全性の基準というものはこうこうだ、だから浜岡以外は再稼働してもいいんですけど、もっと強く、明確に基準を打ち出すべきだ、そのように思います、が、経済産業大臣の見解を伺つておきたいと思います。

○海江田国務大臣 今度の東京電力福島第一発電所の事故が起きまして、三月三十日でございますが、まず、緊急の安全対策は出しました。それが五月の上旬に、その緊急の安全対策は要件を満たしているということをそれぞれの発電所について

うち、稼働しているのが十九基で、三十五基が定期検査も含めてとまっているわけです。何が問題かというと、定期検査に入った原発が東日本大震災後一基も運転を再開していない、そういう現状があるわけです。これは、定期検査終了後の再稼働には法的には地元の同意は必要ないんだけれども、電力各社は地元住民の不安に配慮して再稼働できないという現状がある。このままいくと、定期検査はこれからさらにされていきますから、国內に五四あるといつても、三月には原発がほぼすべて停止してしまう可能性も否定できないということを言っている人もおります。

いたいのは、五月十六日に、原発立地自治体の知事らの首長でつくる原子力発電関係団体協議会に求めることで一致されたそうですけれども、今までお聞きしていると、政府としては、浜岡原発はだめだと言つたけれども、浜岡原発以外は非常用電源の多重化などの緊急安全対策によつて安全性に問題はない、そういう立場でおられるんですね。しかし、地元の自治体は、浜岡をとめているのになぜ自分のところの原発を動かすのかということについて、地元自治体が納得できて、住民に説明できるよう、そういう安全性を判断する基準、安全基準を政府で取りまとめて提示すべきだ

ことについて、地元自治体が納得できて、住民に説明できるよう、そういう安全性を判断する基準、安全基準を政府で取りまとめて提示すべきだ

第一発電所の問題ももう少し精査をして、その上でというふうに私は考えております。

ただ、先ほどお話をしましたけれども、三月三十日、あるいはその後、四月と、四月にも二回ほど出しておりますので、そいつた安全基準をクリアしているということを地元で説明するための説明会は、保安院が中心になりまして、たしか二十五力所程度あるいは二十五力所以上ですか、

説明会は既に行つておりますが、ここでさらにしっかりととした説明をする、それから、必要があれば私も出向いていつて説明をするということはお伝えをしてございます。

○佐藤(茂)委員 私は、そういう、原子力発電所がせつかくあるのに、浜岡原発と同様のドミノ現象に陥る危険性を打破するために、電力会社任せにしておられるのでではなくて、今、海江田大臣が最後におつしやつた、必要があれば私も出向いてといふことを、海江田大臣初めて政務三役が前面に立てて、地元の説得、また御納得いただくような説明に努力をしていただくことをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○吉井委員 日本共産党的吉井英勝です。

最初に、不正競争防止法について伺いたいと思

日以降、二件あると承知してございます。

(北神委員長代理退席、委員長着席)

九九年の不正競争防止法改正で、アクセスコン

トロール回避機能のみを有する装置等の提供行為

を不正競争行為の類型として加え、差しとめ請

求、損害賠償請求の対象としました。この「のみ」

でありませんで、もう少し中長期的な安全対策を

しつかり示して、それに對する適合性というもの

を明らかにすべきではないだろうかという意見で

ございます。

この中長期的な安全対策というのは、津波対策

などでは幾つか私どもも出しております。それか

ら、電源関係では容量の大きな電源車などを高台

に置くようにというような指示もしております

が、さらに地域の皆様方が本当に安心できるよう

な基準を出すということには、やはり今回の福島

第一発電所の問題ももう少し精査をして、その上

でというふうに私は考えております。

ただ、先ほどお話をしましたけれども、三月三十日、あるいはその後、四月と、四月にも二回ほど出しておりますので、そいつた安全基準をクリアしているということを地元で説明するための説明会は、保安院が中心になりまして、たしか二十五力所程度あるいは二十五力所以上ですか、

説明会は既に行つておりますが、ここでさらにしっかりととした説明をする、それから、必要があれば私も出向いていつて説明をするということはお伝えをしてございます。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。

民間調査がございまして、それによりますと、

例え、マジコン等によるゲームコンテンツにお

いては、不正流通によって、国内だけでも少なくとも約一千六百億円の損害があるという試算がございます。

○吉井委員 それから、営業秘密関連の規定について、一九九〇年の不正競争防止法改正で、営業秘密の不正取得、使用、開示行為についての民事的保護、これは差しとめ請求、損害賠償請求などですね、これを導入したわけですが、その後、二〇〇三年に刑事罰が導入されました。二〇〇五年、六年、九年と相次いで改正が行われておりますが、この数度の法改正により規制強化されただけですが、裁判例というものは民事と刑事でそれぞれどれぐらいあるのか、これを次に伺つておきたいと思います。

○安達政府参考人 まず、民事訴訟でございます

けれども、公的な統計が存在しませんが、経済産業省において把握している限りでは、平成十六年は十件、近年若干の増加傾向にあり、平成二十二年は十六件であると承知しております。

他方、刑事訴訟につきましては、同様に公的な統計が存在しませんけれども、当省で把握してい

る限りでは、同罪が導入された平成十六年一月一

〇海江田国務大臣 この研究会で出された意見を

お伝えをしてございます。

○吉井委員 裁判公開の原則と被告人の防御権の問題

ここが非常に大事なところで、今大臣の方

から、そういう規定を踏まえたものだというお話

でしたが、念のために、もう一言確認しておきた

いんですけれども、研究会では、弁護士の委員の

方などからもこの点で意見が述べられております

が、これらの出された意見を全部踏まえて法の執

行に当たつていくんだという、この点だけ確認し

ておきたいと思います。

○海江田国務大臣 この研究会で出された意見を

しっかりと踏まえて対応していきたいと思つております。

○吉井委員 次に、特許法の方について伺います。

当然対抗制度の導入というのは、中小企業などがみずから通常実施権の存在を立証すれば第三者からの差しとめ請求権に対抗できる、そしてライセンス契約に基づき企業の事業活動の安定性、継続性を確保することを可能にするものだというふうに考えます。今回の改正がこうしたことを行なうのは妥当なことだというふうに考えているものです。

その上で、特許の通常実施権のライセンス契約と原発の特許権使用とか原子力基本法との関係について、幾つか伺つていただきたいと思います。

原子力基本法では、第十四条で、原発建設に当たつては原子炉規制法に従うこと、第十七条で、特許発明につき、特許法第九十三条の規定によること、第二十一条で、損失を与えた場合には、正当な補償を行わなければならないことなどが定められております。

特に、第十七条は公益のための経産大臣の裁定について定め、第十八条は譲渡制限を定めておりますが、この趣旨と、これがどれくらい実施されているかという実施状況について伺つておきます。

○岩井政府参考人 原子力基本法第十七条で引かれております特許法九十三条のお尋ねであろうということで、特許法九十三条の制度について御説明申し上げます。

特許法九十三条の制度は、特許発明の実施が公共の利益のために特に必要であつて、かつ通常実施権の許諾の協議が成立しなかつたときに、経済産業大臣の裁定によつて、他人の特許発明等をその特許権者等の同意を得ることなく、あるいは意に反して第三者が実施する権利、強制実施権を設定できる権利でございます。

これまでのところ、実施例は承知してございません。(吉井委員「一件あるんじやない」と呼ぶ)

原子力との関係でお尋ねでございましたのであります。ございましたが、件数は後ほど確認してお答え申し上げます。

○吉井委員 実際には一件ということで、数は少ないわけですよ。

一方、外国企業のライセンス契約にかかわつて、特定の分野では尋常でない契約のあり方といふのが今問題になつております。

それを幾つか伺つておきたいと思うんですが、まず政府参考人の方に伺つておきたいのは、東京電力の福島第一原発の燃料棒取り出し計画を初め、日米チームで事故処理に当たつておりますが、このチームのメンバー企業と何をしようとしているのかについて、事業の概要を伺つておきます。

○海江田国務大臣 私ども政府と東京電力の間で、かつては統合本部という名前でございましたが、今は対策室となつておりますが、この中に日本協力の窓口がございまして、この日米の協力の窓口で会議を積み重ねまして、そして、もちろん最終的な判断は私ども日本の政府でございまが、適宜適切にアメリカ側の意見も聞いて、それも参考にしながら私どもの方針を決めていります。こういう仕組みになつております。

○吉井委員 実は、日刊工業新聞の四月八日付で、東芝とウェスチングハウスで使用済み核燃料の仮設冷却装置などの供給、それからB&Wと東芝で、東芝とウェスチングハウスで使用済み燃料の処理、水素爆発の抑制装置や土壤汚染対策技術はショーニングループと東芝、発電プラントの事故対応プログラムについては工クセロント東芝などで、事故処理ビジネスといふものが行なわれているというふうに伝えられておりますが、確認しておきたいと思います。

○海江田国務大臣 今お話をしましたように、私は、東京電力福島第一発電所の各炉の抑制に向つての方針を、そうしたアメリカのメーカーあるいはアメリカの公的機関などを含めて協議をしているところでございますが、実際の施工あるいは実際の機材の契約などにつきましては、東京電力との関係でお尋ねでございましたのであります。ございましたが、件数は後ほど確認してお答え申し上げます。

力とそれぞれの事業体、それぞれの企業との間で行つてゐるところであります。私どもが、どことどうしろ、ここにこうしろというようなことは言つておりません。

○吉井委員 政府にこうしろと言うように言つては、製造物責任といいますか、それはやはり本来いるんじゃないですからね。民間企業が要するにまず政府参考人の方に伺つておきますが、福島第一原発の一号機はGEの特許と技術でつくられました。二号機以降はGE社の特許と技術及び東芝の技術が中心になつて、もちろん日立やつたものもありますが、日本の沸騰水型原発メーカーの手でつくられてきました。

そこで伺つておくんですが、福島原発事故は東京電力の責任なのか、GEと東芝の製造者責任といふものが考えられなければいけないのか、双方に責任がかかつてくるのか、これを伺つておきたいと思います。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。

二つ御質問をいただいたと思います。御指摘のように、第一原子力発電所、一号機から六号機までござります。GEの技術、これは基本特許も含めて、GEの許諾を受けて建設をしております。御指摘のように、その後、東芝あるいは日立、こういったところが関係をしてこの発電所が建設されたことは事実でござります。

○武藤政府参考人 お答えいたします。

日本間の原子力協定について御説明いたしましたけれども、福島第一原発が一九六七年に着工され、七一年に営業運転が開始をされてございました。着工当时有効であった一九五八年の日米原子力協定というものの、これは六八年に日米の原子力協定が別のが発効して、それによつて代替をされた。さらに、この六八年の協定は、現在効力を有している一九八八年の協定が発効したときに終了しているということで、以前の協定の適用を受けた設備等は、現在、一九八八年の協定の適用を受けているということです。

委員御指摘の部分に当たるかどうかわかりませんけれども、いわゆる責任に関する規定として本特許御指摘の部分に当たるかどうかわかります。それで、こういう事故が起つた後のいわゆる責任といいますか、今原因究明をいろいろやつていただておりますけれども、どこにその原因があるかということは事態の解明を待つ必要があると思いますが、確認しておきたいと思います。

○吉井委員 福島第一原発一号機はGE社の手であります。

○吉井委員 原賠法の集中原則で、東京電力の責任となることになるわけですね。しかし、実際にGEや東芝などにも問われてくると思うんですが、これは免責されているわけです。これにはGE社の失を与えたものとして正当に補償しなければならないのじゃないかと思うんですが、しかし、実際には免責されているわけです。これにはGE社の免責の法的根拠、外交上の条約や協定上の根拠というものがあると思うんですが、伺つておきました。

○吉井委員 政府にこうしろと言つては、製造物責任といいますか、それはやはり本来GEや東芝などにも問われてくると思うんですが、これは免責されているわけです。

そこで、原子力基本法二十一條では、GEは損失を与えたものとして正当に補償しなければならないのじゃないかと思うんですが、しかし、実際には免責されているわけです。これにはGE社の免責の法的根拠、外交上の条約や協定上の根拠というものがあると思うんですが、伺つておきました。

○武藤政府参考人 お答えいたします。

日本間の原子力協定について御説明いたしましたけれども、福島第一原発が一九六七年に着工され、七一年に営業運転が開始をされてございました。着工当时有効であった一九五八年の日米原子力協定というものの、これは六八年に日米の原子力協定が別のが発効して、それによつて代替をされた。さらに、この六八年の協定は、現在効力を有している一九八八年の協定が発効したときに終了しているということで、以前の協定の適用を受けた設備等は、現在、一九八八年の協定の適用を受けているということです。

委員御指摘の部分に当たるかどうかわかりませんけれども、いわゆる責任に関する規定として本特許御指摘の部分に当たるかどうかわかります。それで、こういう事故が起つた後のいわゆる責任といいますか、今原因究明をいろいろやつていただておりますけれども、どこにその原因があるかということは事態の解明を待つ必要があると思いますが、確認しておきたいと思います。

○吉井委員 福島第一原発一号機はGE社の手であります。

つくられて、GEの技術でつくつていつたわけですが、福島原発災害を受けた被災者への全面補償については、東京電力とともに、当然、製造物責任が問われることになるのが普通だと思ふんです。が、今おっしゃったように、日米原子力協力協定によつて、GE社の責任は免責されるということになっているわけですね。

そこで、引き続いて伺つておきたいのは、もともと一九五五年十一月十四日の日米原子力協力協定があつて、それが、アスリカ側から免責条項の挿入の強い要求があつて、これで一九五八年の協定第四条、それから第七条Hで免責となり、一九六八年の第五条、第八条1項、第十四条Aなどで免責というふうに、そして、今おっしゃった一九八八年改定で、十三条2項で、ここでは、旧協定を継続すると。要するに、最初から、GE社の責任といふものは免責というのが日米間の原子力協力協定で決められていたことではありませんか。

○武藤政府参考人 お答えいたしました。  
先ほども申し上げましたとおり、一九五八年の協定、それから六八年の協定、これにはいわゆる米側を免責する規定がございました。ただ、八八年の協定にはそのような規定はございません。それから、今御指摘の十三条2項、これは「旧協定の下で開始された協力は、この協定の下で継続する。旧協定の適用を受けていた核物質及び設備に関し、この協定の規定を適用する。つまり、一九八八年の規定を適用することによって、今まで申し上げましたように、一九八八年の規定にはそういう免責等の規定はございません。

○吉井委員 重ねて伺つておきますが、そうすると、要するに、これはもともと、一九五五年の協定署名から始まっているんですね。五五年の協定署名から始まつて、免責条項を入れてくれという強いアメリカ側からの要求があつて、これで一九五八年の協定へとなつていくわけですね。原発プラントにしろ濃縮ウランにしろ、日本に移つたら、その瞬間からアメリカ側は免責されると。こ

れは原子力協力協定の一一番骨格をなす内容ですね。それで、今おっしゃった一九八八年の第十三条2項というのは、要するに、旧協定のもとで開始された協力は継続するということですから、免責についても継続するということだと思います。

○武藤政府参考人 お答えいたしました。  
十三条の、旧協定のもとで開始されたその協力の対象として、旧協定のもとで始まつた協力は新しい協定の対象にもなるという意味で継続としてござりますけれども、先ほどおっしゃった免責のような規定がそのままその効力を持つて継続するということではございませんで、「この協定の規定を適用する。」とありますので、一九八八年の協定が適用される。つまり、そこの中にはそういう免責の規定はない、こういうことでございます。

○吉井委員 よくわからぬ話ですね。要するに、最初に福島第一原発をつくつたときは、古い協定でちゃんとつくつてあるわけですよ。免責条項は入つてます。今の一九八八年協定によつては、旧協定のもとで開始されたものは全部継続するとなつてます。ですから、これは国際協定によつて免責ということになつてます。ねということを伺つてます。

○武藤政府参考人 あくまで協力そのものが新しい協定の対象になるというだけでございまして、旧協定で免責をされていた、その免責という規定はできるというお考へなんですね。

○吉井委員 要するに、今度の場合は、もう全く免責されることはなく、原賠法の話とかはちょっと別にして、製造物責任ということになつてくると、GEに対して責任を問うということは協定上はできるというお考へなんですね。

○武藤政府参考人 一九八八年の協定には、そういう損害に関する、あるいは免責とか、そういう規定はございませんので、そついた協定で免責をされるということではございません。あと、現実に賠償請求ができるかどうかは契約内容あるいは関係法令等で決まってくることであるということでございます。

○吉井委員 それで、GE社の一号機で事故をやつてもGEは免責をされ、使用済み核燃料の仮設冷却装置などの供給、これはさつき言ったウエスチングハウストと東芝とかですね。今後、事故処理ビジネスというふうなものがどんどん、免責が施されたまま進んでいったら大変なことになるんです。今のお話をでは、八八年協定によつて、もう免責はないん

だ、だから、かつてのものについても免責はなく、製造物責任を問うていくことはできるし、これから事故処理ビジネスについても免責はもうないんだ。こういう立場で理解しておいていいんですね。

四千二百六十二億円を計上しておるところでござります。  
中身でござりますけれども、これは、第一原子力発電所の事故の収束を図るために、原子炉あるいは使用済み燃料プールの安定的な冷却状態を確立する、あるいは放射性物質を抑制するための費用でございます。具体的には、燃料域上部までの格納容器への注水、あるいは原子炉熱交換機能の回復、それから燃料プールへの注水、あるいは汚染された水の保管とか除染処理、場合によつては原子炉等からの燃料取り出しに係る費用の合計と

いうお話をなんですけれども、これは大体二割とか三割とかいう話がこれまでからありました。事故処理ビジネスについても、項目を挙げられたけれども、要するに、今言われているような、日刊工業で紹介されたような事故処理ビジネスの企業に幾ら支払われていくことになるのかということがよくわからないままなんですね。

しかし、これは総括原価方式なんでしょう。原価を全部国の方に出させないことにには、この電気料金は適正であるとかないとか判断できないわけですよ。ですから、私は、総括原価方式に立つな

○河内政府参考人 お答え申し上げます。  
東京電力に在籍したまま非常勤の国家公務員として採用をされている方が、内閣官房の副長官補。内閣府の原子力規制機関に当たるはずの原子力安全委員会事務局に、東電から一応、電力中研、電力中央研究所に出向した形をとつて在籍出向。文部科学省にも、動力炉や「もんじゅ」開発にかかわる原子力研究開発課に在籍出向というのがあります。各省に伺つておきたいんですが、これは事実ですね。

○吉井委員 要するに、GE社と東芝、GE社と日立のBWRとそれに関連する事業であれ、ウエスチングハウスと三菱重工とのPWRの契約においても、それからこれらの事故処理ビジネスにおいても、協定によって免責されることはなく、これからは免責はないんだ。こういうことで臨まることで、いろいろ理解しておいていいですね。

○吉井委員　内訳ですから、その一つ一つが何ぼやということを聞いてますねん。

それで、私、改めて伺つておきたいのは、東京電力の福島第一原発の一号機から六号機、この建設費総額は幾らで、その中で、GE社に支払った特許料や技術料というものは幾らになつてくるの

らば、そもそも、建設費はこれだけで丸くおさめで、そこに二割なり三割なり特許料や技術料が入っていますという話では、そのままでは、料金を支払う人たちにこれだけ出してくださいとお願ひするのではなくか、皆さんの方も根拠を持つて、説得力を持つて話ができるような話じやないと思うんですよ。

省庁再編以降、内閣官房におきましては、これまで、東京電力から在籍のまま内閣官房に非常勤従事の国家公務員として採用された職員、ございまして。特に情報通信技術担当、行政改革等に採用されているところでございます。

○武藤政府参考人 この日米の原子力協定において、現在の一九八八年の協定において、米側を免責する、そういう免責についての規定はない、したがつて、協定上免責をされるということではない、こういうことでございます。

か、これを次に伺つておきたいと思います。  
○細野政府参考人 お答えを申し上げます。  
福島第一原子力発電所には、御指摘のように、  
六号機までの六つの発電炉がございます。一号機  
につきましては建設費三百九拾億円、二号機につ  
きましては約五百六十億円、三号機約六百二十億  
円、四号機約八百億円、五号機約九百億円、六号機

らば、そもそも、建設費はこれだけで丸くおさめで、そこに二割なり三割なり特許料や技術料が入っていますという話では、そのままでは、料金を支払う人たちにこれだけ出してくださいとお願ひするのはなかなか、皆さんの方も根拠を持つて、説得力を持つて話ができるような話じやないと思うんですよ。

だから、私は、やはり今の問題については、この場ではどうも出ないようですから、きちんと調べて、後刻御報告をいただきたいと思います。

それで、これからのお免責については八八年協定でということですが、過去の問題は結局あいまいでござるんであります。過去の製造貣賣責任について、つづったときの協定が生きていますから、そ

省庁再編以降、内閣官房におきましては、これまで、東京電力から在籍のまま内閣官房に非常勤勤務の国家公務員として採用された職員、ございまして、特に情報通信技術担当、行政改革等に採用されているところでございます。

○前川政府参考人　お答え申し上げます。

東京電力から内閣府に非常勤の国家公務員として採用した職員の数は、現在は三名。これまで、すなわち内閣府設置以降の累計でございますけれども、十五名おります。このうち、原子力安全委員会への受け入れにつきましては、現在はゼロ、おりませんけれども、これまでの累計では二名でございます。

えておきますが、事故処理で、東電が二十日に公表した決算短信によれば、災害特損で一兆百七十五億円、このうち四千二百六十二億円が事故の収束処理費ということになつておりますが、これは事故処理ビジネスとかかわつてくる話ですから、この内訳がどういうものかを伺つておきます。

機、これは型が違いますのでちょっと高いのであります、約一千七百五十億円でございます。そのうち、これらの建設に係る費用については、それぞれ号機ごとにメーカーと総額で契約をしております。したがいまして、これに含まれる、いわゆる特許料あるいは特許使用料という額は、取り出しては確認ができません。

れでいきますと免責されてしまうわけです。そして、今の時点では、やはり特許料や技術料を払ってきたのかといつたら、これもよくわからないと。本来だつたら、総括原価方式ですから、全部出てこなきやおかしいんですけど、わからないままというこの状態というのは私はやはりおかしいと思うんです。

○土屋政府参考人 お答えいたします。  
現在、文部科学省に在籍してございます東京電力から  
力からの出向者は二名でございます。また、文部  
科学省が発足いたしました平成十三年一月から  
文部科学省に在籍しております東京電力からの  
出向者は九名でございます。

去る五月の二十日に、二十三年三月期決算において、決算の範囲内にいろいろな概算額が発表されております。

今御指摘の第一、第二の原子力発電所に関する費用として八千八百四十五億円計上し、そのうち原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に係る費用として、御指摘のように、

機、これは型が違いますのでちょっと高いのであります。約一千七百五十億円でございます。そのうち、これらの建設に係る費用については、それぞれ号機ごとにメーカーと総額で契約をしております。したがいまして、これに含まれる、いわゆる特許料あるいは特許使用料という額は、取り出しては確認できません。

○吉井委員 今の金額というのは、現在価格に直しますと、今おつしやったものの大体六倍から七倍ぐらい掛けなきやいけないと思うんです。原発は一基つくるのに大体三千億から五千億ぐらいかかるビジネスですから。

G E 社に特許料や技術料を幾ら払ったかについては建設費に丸々含まっているからわからないと

れでいきますと免責されてしまうわけです。そして、今の時点で、では幾ら特許料や技術料を払つてきたのかといつたら、これもよくわからないと。本来だつたら、総括原価方式ですから、全部出てこなきやおかしいんですが、わからないままというこの状態というのは私はやはりおかしいと思うんです。

この点では、原子力政策、エネルギー政策は、アメリカに気を使つてしまつてなかなか物が言えない、私は対米従属と言つてもいいと思うんですけど、そういう原子力政策、エネルギー政策から根本的な転換というものをやはり考えていかなければならぬというふうに思います。

次にお手元に資料を配らせていただいている

○土屋政府参考人 お答えいたします。

現在、文部科学省に在籍してございます東京電力からのお出向者は二名でございます。また、文部科学省が発足いたしました平成十三年一月から、文部科学省に在籍しております東京電力からの出向者は九名でございます。

○吉井委員 要するに、この表は事実だということです。

次に伺つておきたいのは、この採用というのには、そもそも公募を行つて採用したのか、競争試験などの手続を経て採用しているのかを伺います。

○菊地政府参考人 お答え申し上げます。

制度としてのお答えになりますが、非常勤の職

第一類第九号 経済産業委員会議録第十二号

員等として採用いたします場合には、公正性が損なわれることがないよう、人事院規則八一、二、職員の任免という規則におきまして、原則として、できる限り広く募集を行うということを定めているところでございます。

ただし、官職に必要とされる知識、経験、技能等の内容あるいは官署の所在地等の勤務環境、任期、採用の緊急性等の事情から公募によりがたい場合には公募によらないことができる事が認められておりまして、その判断は各府省にゆだねられています。

○吉井委員 それで、先ほど内閣官房は、これまで合計二十人、電力会社の社員を、東京電力は十人ですが、会社に在籍のまま、非常勤国家公務員として採用していると思うんです。内閣府の方は、東京電力からは十二人ですが、電力中研から、東京電力の方が三人ということなどを合わせて、電力から六十四人が内閣府へ来ている。企業に籍を置いて、そのまま来ているわけですね。文部科学省は、東京電力から八人ですが、合計二十人の電力関係の社員の方が、在籍したまま非常勤の国家公務員として採用されてきたと思うんです。この数字だけ各省に確認しておきたいと思います。トータルの数字です。

○河内政府参考人 内閣官房についてお答えいたします。議員御指摘のように、省庁再編以降、在職のまま内閣官房に東京電力から採用した職員の数は、非常勤国家公務員として十二名でございます。また、これまで東京電力以外の電力会社から在職のまま内閣官房に非常勤の国家公務員として採用した職員の数は八名でございます。両方合わせて二十名。事実でございます。

○前川政府参考人 お答え申し上げます。内閣官房につきましては、先生御指摘のとおり、東京電力からは、電中研を経由した三名を含めて、累計で十五名でございますけれども、そのほかの電力会社それから電力関係の公益法人を合わせますと、累計で六十五名でございます。

○土屋政府参考人 お答えいたします。

平成十五年からのデータしか持つてございませんが、東京電力を含めまして、電力会社から私ども文部科学省に非常勤の国家公務員として受け入れました者が十四名でございます。

○吉井委員 文部科学省は、二〇〇三年度から直近まで、東京電力から八人、合計二十人の電力会社からの方がおられます。それで、電力会社の中でも特に東京電力の採用が多くて、百四人中三十人五人、三三%です。

それで、次に伺つておきたいんですが、一例を挙げると、二〇一〇年七月二十六日、昨年の七月二十六日ですが、内閣官房副長官補の佐々木さんから東京電力労務人事部長に就任依頼文書が届けられました。七月三十日に、労務人事部長から菅総理大臣あてに、下記の者の就任を承諾するといふ文書が出ております。同じ七月二十六日には、本人にも就任依頼文書が送られていましたんですね。菅さんに送ったのと同じ七月三十日付で、本人から、就任することを承諾しますという文書が提出されていましたが、これはちょっと、政府と電力の関係というのは、官民癒着と言われても仕方がないんじゃないですか。

○河内政府参考人 お答え申し上げます。

内閣官房が担当いたしました各種重要政策等の推進、特に今御指摘になられましたことも含めてでございますが、情報通信技術を推進するに当たりましては、どうしても公益性の高い電力事業を行なう電力会社職員が持つ専門的な知識や経験等を内閣官房においても生かしていく、だくことが有益だというふうに判断しております。その意味におきまして、所要の手続のもと、非常勤職員として採用させていただいているところでございます。

○吉井委員 私、民間企業にいたエンジニアがその技術を生かして頑張つてもらうということはあり得ると思うんですよ。その場合は、企業を退職して、二度とその企業には戻りませんと、それでその技術、技能を生かして頑張つてもらう、専門的知見を生かして頑張つてもらうということは、協議も必要だと思いますが、少なくとも経産省

これはあり得ることだと思うんですよ。その個人が社会的責任感の強い方で頑張つていただけるならば、それはそういうこともあり得るかと思うんです。

ただ、今紹介したように、企業に在籍のままなら、それはそういうことをやめるべきです。

そこで、公募もしない、相対取引の形で、この表ではつきりしているように、前任者が東京電力に戻ると、次の人気が東電の推薦で翌日から国家公務員として採用される、この構造がずっと続いているんですよ。これは資料を見れば一目瞭然だと思うんですが、これは間違っているんですか。

○海江田国務大臣 官民の交流というのは私は必要だと思います。そして、現職で役所に行つていろいろな仕事をやるもの、これも必要だと思つております。しかし、今、吉井委員が指摘をしましたことを全体として見ましたときに、やはりそこは少しおかしなものがあるなという感を正直言つて持ちました。

ですから、これは官房長官ともよく相談をします。

○吉井委員 この指定席の問題は、東京電力霞が関出張所という姿だと思うんですよ。何しる三

三%、電力会社の中でも特に東京電力が多いわけですよ。これは典型的な官民癒着です。実は経済産業省には、東電に在籍のまま出向している人はおりません。そのかわり、今度は東京電力への経産省からの天下りが極端に多いんですね。これが特徴です。もちろん、他の電力会社へも天下りは多いわけですが。

そこで、これは大臣、やはり官民癒着で、特に今度の原発問題が出ているこの構造によく見られるように、言つてみれば、原発利益共同体の重要な一部がこの形で構成されているというふうに見られると思うんです。やはりこういうことはやめらるべきだ、これを大臣として、それは閣内でよく協議も必要だと思いますが、少なくとも経産省

に在籍出向はいらつしやらない、調べてみれば、しかし、天下りは最も多くあります。これが、マスク等でいわゆる原子力村と書かれてみたり、いろいろする事態になっているんですよ。

だから、やはりこういうことはやめるべきです。このことを、大臣としてきちんとそういう立場を貫いていかれることができだと思うんですが、伺います。

○海江田国務大臣 先ほどお話をしましたけれども、本来の意味での官民交流というのはやるべきだと思いますが、それが癒着でありますとか、あるいは利権の構造の中に組み込まれているありますとか、そういうことはあってはならないことだと私は思つております。

○吉井委員 官民癒着のもとで東京電力の地域占によるエネルギー分配、日本の各電力はみんな地域独占なんですよ。それから、総括原価方式によつて利益が保証されているんです。これが原発利益共同体の重要な構造を形づくっているんです。

東京電力任せできちんとしなかつたから、三月十一日の対応が東京電力任せで事故をああいうふうに拡大してしまい、すべての被害者への全面補償をあいまいにして、結局、東京電力救済スキームづくりというものが考えられている。これでは、私は、原発依存からの脱却も、再生可能エネルギーの普及と新しい日本の経済産業の創出にもつながつていかないと思うんですよ。

ですから、ちょうど時間が来たということがありますから終わりますが、この点では、原発利益共同体の構造をなして、地域独占と総括原価方式で守られて、そこにメガバンクも入れば、ゼネコンも入れば、鉄鋼その他素材供給メーカーも入つて、大きながちつとした体制をつくつて、そこから在籍出向などいうことで官にもやつてくる。官民癒着ということでつくられてきたようなこういう構造というものは、やはり打ち破らないことにすべきだ、これを大臣として、それは閣内でよく協議も必要だと思いますが、少なくとも経産省



か。こういうことがあいまいなままで、特許権者からすれば、訂正請求を出すという場合に、どの程度の範囲を訂正すればいいのか、ワンチャンスなんだから、ここもここもやはり縮減しなきやいけないのかな、こういうふうに過度に抑制的な訂正請求を出すようなことになりかねないんではあります。

こうした点については、運用していくに当たつてどのように行っていくつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

審決予告の内容についてのお尋ねでございます。今御指摘いただきましたように、今回の制度は、審決取り消し訴訟提起後の訂正審判の請求を禁止するかわりに、同様の訂正の機会を特許権者に対して確保するというのが改正の目的でござりますので、その内容、審決予告の内容は現行の審決と同程度の内容でなければならないというふうに考えてございます。この点につきまして、条文において、審決に記載する事項を準用するというような形で、審決と同内容になるという制度を考えているところでございます。

また、訂正できる日数でございますけれども、十分な余裕を持つて訂正をしていただく必要があるかと思います。現行の無効審判における訂正の請求の指定期間を参考に、現時点で、三十日あるいは六十日という期間を設定するということでお伺いをいただいているところでございます。

○柿澤委員 あわせて長官にお伺いしたいと思いますが、要は、審決予告が出てから本審決が出るまでの間というのは、これはどういうふうになつていくんでしようか、お伺いをしたいと思います。日数です。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

その場合に、予告をいたしまして、そのままでよいというような御判断になれば、それで確定をいたしますし、それを直してほしいということでした、審決予告から訂正請求ができるという、この日数もはつきりしていない、こういうことも言われています。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

審決予告の内容についての本審決とニアリーコールというか、こういうものであるということが今確認をできました。

○柿澤委員 基本的に審決予告というのが本審決の専門用語が飛び交っていて、私は通常、経済産業委員会を担当していませんので、本当にこの間、特許法を勉強するのが大変だったんですねども、二〇〇六年の特許法改正で、シフト補正の禁止というのが導入されています。この特許法、本当に専門用語が多くて往生するんですけどこれども、このシフト補正というのは何かといえば、これは特許請求の範囲に記載された発明のポイントを変えてしまっていきます。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

トから外れてしまうので、これがシフト補正に該当して、それはだめですよということになつてしまふ。そうすると、この部分だけ分割出願しないかいけない。こういう手間になつてしまふといふようなことも実務者から言われているようであります。

特許序としては、シフト補正と單一性について再検討を始められるというようなことも少し動きとしてあるや聞いておりますけれども、二〇〇六年にこのシフト補正の禁止というのが行われて、それがもたらした影響についてどう見てるのかということをお伺いしたいと思います。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘いただきましたように、平成十八年改正で、いわゆるシフト補正の禁止ということを導入させていただきました。内容は、今御質問をいただいたおりでございますけれども、この制度は、一度行われた審査について、それを前提として権利付与を行なへく、補正に一定の制限をかけます、早い審査をしなければいけないという、迅速的確な審査を行うための制度として導入をさせていただいたところでございます。

一方で、御指摘がございましたように、このシフト補正の禁止につきましては、ユーザー側から、どの程度の補正であれば発明の内容を大きく変更しないものとして許されるのかという判断が難しいのではないかという御懸念や、厳格に運用されると発明を適切に権利化することが困難になつてくるのではないかという懸念が今も示されます。

○海江田国務大臣 同じであります。

○柿澤委員 同じ認識であるということを御答弁いたしました。

菅総理が予想の基準が低過ぎたとするのは、二〇〇二年の再評価における、五・四から五・七メーターの津波想定についてであります。これは、土木学会の指針に基づいて東京電力が決めたものでありますけれども、五・四から五・七メータ―というこの津波想定、現実にはそれを大きく上回る津波に襲われてしまつたわけですけれども、規制官庁として、五・四から五・七という甘い津波想定を追認してきた原子力安全・保安院の責任はどのようなものであるというふうに考えておられるでしょうか。

この点については、海江田経産大臣も同じ認識で、福島第一原発の津波対策について、予測の第一原発の甘過ぎる津波想定だったと思います。菅総理は既に、三月二十九日の参議院の予算委員会で、福島第一原発の津波対策について、予測の基準が低過ぎた、こういうふうに答弁しておられます。

この点については、海江田経産大臣も同じ認識で、あるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○海江田国務大臣 同じであります。

○柿澤委員 同じ認識であるということを御答弁いたしました。

菅総理が予想の基準が低過ぎたとするのは、二〇〇二年の再評価における、五・四から五・七メーターの津波想定についてであります。これは、土木学会の指針に基づいて東京電力が決めたものでありますけれども、五・四から五・七メータ―というこの津波想定、現実にはそれを大きく上回る津波に襲われてしまつたわけですけれども、規制官庁として、五・四から五・七という甘い津波想定を追認してきた原子力安全・保安院の責任はどのようなものであるというふうに考えておられるでしょうか。

いるのかということについては、必ずしも判断ができるだけの蓄積がなかつたのがこれまででございます。

しかしながら、今のような問題がございますので、具体的な事案の蓄積をしていくにつれ、特許序といたしまして、効果と懸念の部分をよく調査いたしまして、まず実態の把握をした上で、必要があれば、今申し上げました三十日あるいは六十日で、また訂正の申請がなされます。



○田中委員長 これより両案に対する討論に入りますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。  
まず、内閣提出、参議院送付、特許法等の一部を改正する法律案について採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○田中委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
次に、内閣提出、参議院送付、不正競争防止法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○田中委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○田中委員長 次回は、来る六月一日水曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十一分散会



平成二十三年六月八日印刷

平成二十三年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局